

0001

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：基礎

レジオネラ属菌による感染について、最も適切な記述はどれか。

- ア．冷却塔や温泉などの人工環境水から生じたエアロゾルの吸引等が感染経路となる。
- イ．飲料水を一口飲めば必ず発症する接触感染症である。
- ウ．主な感染源は乾燥した土壌で、水環境とは関係しない。
- エ．人から人への飛沫感染だけで広がる。

答え・解説

正答：ア

ア：レジオネラ属菌は人工環境水を感染源とし、エアロゾル吸引や誤嚥等で感染することがある。
イ：感染成立をこのように単純化するのは不適切であり、主な感染経路はエアロゾル吸引等である。
ウ：レジオネラ属菌は冷却塔、温泉、噴水、加湿器等の人工環境水が感染源となり得る。
エ：典型的な水関連感染では、水環境から発生したエアロゾル等が重要であり、この記述は不適切である。

総合解説：レジオネラ属菌は人工環境水を感染源とし、エアロゾル吸引や誤嚥等で感染することがある。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0002

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：基礎

受水槽や井戸水の衛生管理を考える際、ノロウイルスについて適切な認識はどれか。

- ア．水中では増殖できるため、給水管内で自然に大量増殖することが主因である。
- イ．感染者のふん便や吐物に由来する汚染が、水系感染や食中毒の原因となることがある。
- ウ．主な感染経路は蚊の媒介であり、水の衛生管理とは関係しない。
- エ．細菌なので抗菌薬を水に加えれば水道対策として十分である。

答え・解説

正答：イ

ア：ウイルスは水道管内で自律的に増殖するものではなく、汚染源からの混入が問題となる。
イ：ノロウイルスは経口感染し、ふん便・吐物に由来する汚染が井戸水や受水槽等へ及び事例がある。
ウ：ノロウイルスは主として経口感染であり、水や食品の衛生管理と密接に関係する。
エ：ノロウイルスは細菌ではなくウイルスであり、この考え方は不適切である。

総合解説：ノロウイルスは経口感染し、ふん便・吐物に由来する汚染が井戸水や受水槽等へ及び事例がある。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0003

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：基礎

腸管出血性大腸菌O157に関する記述として適切なものはどれか。

- ア．原虫であり、オーシストを形成する。
- イ．主症状は皮膚の発疹だけで、消化器症状は生じない。
- ウ．激しい腹痛、水様性下痢、血便等を生じることがあり、井戸水が原因となった事例もある。
- エ．飲用水による感染は起こらない。

答え・解説

正答：ウ

ア：O157は大腸菌の一群であり、原虫ではない。
イ：典型的には腹痛、下痢、血便などの消化器症状が問題となる。
ウ：O157は腸管出血性大腸菌の代表例で、重い消化器症状を起こし、水系汚染が原因となることもある。
エ：汚染された井戸水などによる感染事例があるため不適切である。

総合解説：O157は腸管出血性大腸菌の代表例で、重い消化器症状を起こし、水系汚染が原因となることもある。
この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0004

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：標準

クリプトスポリジウム対策として不適切な考え方はどれか。

- ア．原水の汚染リスクを把握し、必要に応じてろ過等で除去性能を確保する。
- イ．適切な紫外線処理は不活化対策として利用できる。
- ウ．ふん便由来の汚染を考慮して水源管理を行う。
- エ．通常の塩素消毒だけで確実に不活化できるため、ろ過や紫外線処理は不要である。

答え・解説

正答：エ

ア：対策指針では原水リスクに応じたる過等の対策が重要である。
イ：紫外線処理はクリプトスポリジウム等の不活化に用いられる。
ウ：クリプトスポリジウムは感染動物等のふん便に由来して水源へ混入するおそれがある。
エ：クリプトスポリジウムのオーシストは塩素に強い抵抗性を示すため、塩素消毒だけに依存するのは不適切である。

総合解説：クリプトスポリジウムのオーシストは塩素に強い抵抗性を示すため、塩素消毒だけに依存するのは不適切である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0005

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：応用

ジアルジアに関する記述として適切なものはどれか。

- ア．水系を通じた感染症を起こすおそれがあり、クリプトスポリジウムと同様に原水リスクを踏まえた対策が重要である。
イ．水道水中に常在する無害な細菌である。
ウ．空気感染だけで、水系感染は起こらない。
エ．塩素臭の原因物質であり感染症とは関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：ジアルジアも水系感染を起こし得る原虫で、クリプトスポリジウム対策と共通する予防的管理が有効である。
イ：ジアルジアは病原性を持つ原虫であり、無害な常在細菌ではない。
ウ：水系感染を起こすおそれがある。
エ：ジアルジアは病原微生物であり、臭気原因物質ではない。

総合解説：ジアルジアも水系感染を起こし得る原虫で、クリプトスポリジウム対策と共通する予防的管理が有効である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0006

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：標準

家畜ふん便の流入が疑われる水源で特に警戒すべき病原体として最も適切なものはどれか。

- ア．ジェオスミン
イ．クリプトスポリジウム
ウ．塩化物イオン
エ．硬度成分

答え・解説

正答：イ

ア：ジェオスミンは主にかび臭の原因物質であり病原体ではない。
イ：クリプトスポリジウムは人や哺乳動物の消化管で増殖し、オーシストがふん便とともに環境へ排出され、水源汚染につながる。
ウ：塩化物イオンは水質項目であり感染性病原体ではない。
エ：カルシウムやマグネシウム等の硬度成分は病原体ではない。

総合解説：クリプトスポリジウムは人や哺乳動物の消化管で増殖し、オーシストがふん便とともに環境へ排出され、水源汚染につながる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0007

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：標準

クリプトスポリジウム等による原水のふん便汚染リスクを把握する指標菌の組合せとして適切なものはどれか。

- ア．一般細菌と乳酸菌
- イ．大腸菌と酵母
- ウ．大腸菌と嫌気性芽胞菌
- エ．レジオネラ属菌と一般細菌

答え・解説

正答：ウ

ア：この組合せは対策指針で示される指標菌の組合せではない。
イ：酵母は同指針の指標菌として示されていない。
ウ：対策指針では、大腸菌（E.coli）及び嫌気性芽胞菌を原水のふん便汚染の指標として用いる。
エ：レジオネラ属菌はこの目的の指標菌として位置付けられていない。

総合解説：対策指針では、大腸菌（E.coli）及び嫌気性芽胞菌を原水のふん便汚染の指標として用いる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0008

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：標準

原水からクリプトスポリジウム等対策指針の指標菌が検出された。適切な対応の考え方はどれか。

- ア．指標菌が検出されても原虫汚染とは無関係なので無視する。
- イ．直ちに残留塩素をゼロにする。
- ウ．水源を必ず廃止しなければならない。
- エ．ふん便由来の汚染可能性を踏まえ、クリプトスポリジウム等の混入リスクを評価し、浄水処理を確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：指標菌は原水のふん便汚染リスクを評価するために用いられる。
イ：消毒を止めることは衛生管理上不適切である。
ウ：指標菌検出だけで一律に水源廃止とするのではなく、リスク評価と必要な対策を行う。
エ：指標菌の検出はふん便汚染の可能性を示すため、原虫リスクと処理性能の評価につなげる。

総合解説：指標菌の検出はふん便汚染の可能性を示すため、原虫リスクと処理性能の評価につなげる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0009

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：標準

病原微生物と分類の対応として正しいものはどれか。

- ア．ノロウイルス—ウイルス
- イ．クリプトスポリジウム—細菌
- ウ．腸管出血性大腸菌O157—ウイルス
- エ．レジオネラ属菌—原虫

答え・解説

正答：ア

- ア：ノロウイルスはウイルスに分類される。
- イ：クリプトスポリジウムは原虫である。
- ウ：O157は細菌である。
- エ：レジオネラ属菌は細菌である。

総合解説：ノロウイルスはウイルスに分類される。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0010

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：応用

塩素に強い抵抗性を示す原虫を想定した水道の衛生対策として、最も適切なものはどれか。

- ア．残留塩素だけを高くすれば、ろ過管理は不要とする。
- イ．水源リスクの把握、適切なろ過管理、必要に応じた紫外線処理などを組み合わせる。
- ウ．原水のふん便汚染状況は考慮しない。
- エ．濁度管理をやめ、消毒剤だけを監視する。

答え・解説

正答：イ

- ア：クリプトスポリジウム等は塩素抵抗性が高く、塩素だけに依存できない。
- イ：塩素だけでは十分でない原虫に対しては、原水管理と除去・不活化を組み合わせる考え方が重要である。
- ウ：原水リスク評価は対策の基本である。
- エ：ろ過処理の適切な運転管理は原虫除去のため重要である。

総合解説：塩素だけでは十分でない原虫に対しては、原水管理と除去・不活化を組み合わせる考え方が重要である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0011

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：基礎

洪水により水源周辺のふん便由来汚染が疑われる場合の衛生管理として適切なものはどれか。

- ア．平常時より消毒を弱める。
- イ．原水の状況にかかわらず水質確認を省略する。
- ウ．原水の微生物汚染リスクを高く見積もり、浄水処理・消毒・水質確認を強化する。
- エ．給水栓での衛生状態は確認しなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：汚染リスクが高い状況で消毒を弱めるのは不適切である。
- イ：汚染のおそれがある場合は確認を強化する方向が妥当である。
- ウ：洪水等による水質悪化時は病原生物汚染を念頭に、処理と監視を強化する必要がある。
- エ：給水過程を含め衛生状態を確保する必要がある。

総合解説：洪水等による水質悪化時は病原生物汚染を念頭に、処理と監視を強化する必要がある。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0012

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水系感染症・病原微生物 | 難易度：基礎

水道の微生物リスクに関する記述として最も適切なものはどれか。

- ア．すべての病原体は塩素に同じ感受性を示す。
- イ．病原体の種類にかかわらず水源管理は不要である。
- ウ．微生物対策は浄水場で完結し、配水・給水過程は関係しない。
- エ．病原体ごとに感染経路や消毒抵抗性が異なるため、単一の対策だけでなく水源から給水栓までの管理が重要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：病原体により塩素抵抗性は異なり、クリプトスポリジウム等は特に抵抗性が高い。
- イ：水源のふん便汚染等の把握は重要である。
- ウ：給配水過程で衛生状態を保持することも必要である。
- エ：レジオネラ、ノロウイルス、原虫などは性質が異なり、リスクに応じて複数の管理手段を組み合わせる必要がある。

総合解説：レジオネラ、ノロウイルス、原虫などは性質が異なり、リスクに応じて複数の管理手段を組み合わせる必要がある。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0013

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：基礎

通常時の給水栓で遊離残留塩素を測定したところ0.08 mg/Lであった。水道法施行規則に照らした判断として正しいものはどれか。

- ア．通常時の遊離残留塩素は0.1 mg/L以上を保持する必要があるため、この測定値は不足している。
イ．通常時は0.01 mg/L以上で足りるため、この測定値で基準を満たす。
ウ．通常時の遊離残留塩素には結合残留塩素の基準である0.4 mg/L以上を適用する。
エ．通常時も病原生物による著しい汚染のおそれがある場合と同じく、遊離残留塩素1.5 mg/L以上を保持する。

答え・解説

正答：ア

- ア：通常時の給水栓では遊離残留塩素0.1 mg/L以上が必要であり、0.08 mg/Lはこれを下回る。
イ：0.01 mg/Lでは通常時の法定最低濃度を満たさない。
ウ：0.4 mg/Lは通常時の結合残留塩素の最低濃度であり、遊離残留塩素の値ではない。
エ：1.5 mg/Lは著しい汚染のおそれがある場合の結合残留塩素の基準で、通常時の遊離残留塩素基準ではない。

総合解説：通常時の給水栓では遊離残留塩素0.1 mg/L以上を保持する。数値だけでなく、遊離・結合および通常時・汚染リスク時を区別することが重要である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0014

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：標準

通常時の給水栓で結合残留塩素を測定したところ0.35 mg/Lであった。水道法施行規則に照らした判断として正しいものはどれか。

- ア．通常時の遊離残留塩素の基準0.1 mg/L以上を結合残留塩素にもそのまま適用するため、適合する。
イ．通常時の結合残留塩素は0.4 mg/L以上を保持する必要があるため、0.35 mg/Lでは不足する。
ウ．病原生物による著しい汚染のおそれがある場合の遊離残留塩素0.2 mg/L以上を適用するため、適合する。
エ．結合残留塩素は通常時には基準がなく、濃度を確認する必要はない。

答え・解説

正答：イ

- ア：遊離残留塩素と結合残留塩素では通常時の最低濃度が異なる。
イ：通常時の結合残留塩素は0.4 mg/L以上であり、0.35 mg/Lは不足する。
ウ：0.2 mg/Lは著しい汚染のおそれがある場合の遊離残留塩素の基準である。
エ：結合残留塩素にも通常時の最低濃度が定められている。

総合解説：通常時の結合残留塩素は0.4 mg/L以上を保持する。遊離残留塩素0.1 mg/L以上との取り違えに注意する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0015

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：応用

供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある状況で、給水栓の遊離残留塩素が0.15 mg/Lであった。適切な判断はどれか。

- ア．0.05 mg/L以上あれば特別時の基準を満たすため、この値で十分である。
- イ．通常時の0.1 mg/L以上を満たしているので、汚染のおそれがあっても追加の対応は不要である。
- ウ．この場合は遊離残留塩素0.2 mg/L以上が必要であり、0.15 mg/Lでは不足する。
- エ．この場合の遊離残留塩素には、結合残留塩素の特別時基準1.5 mg/L以上をそのまま適用する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：0.05 mg/Lでは特別時の基準を満たさない。
- イ：著しい汚染のおそれがある場合は通常時より高い残留塩素が求められる。
- ウ：水道法施行規則では、この場合の遊離残留塩素は0.2 mg/L以上とされる。
- エ：1.5 mg/L以上は結合残留塩素を用いる場合の特別時基準である。

総合解説：病原生物による著しい汚染のおそれ等がある場合は、給水栓で遊離残留塩素0.2 mg/L以上を保持する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0016

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：標準

病原生物による著しい汚染のおそれがある状況で、結合残留塩素を用いており、給水栓で1.0 mg/Lを測定した。適切な判断はどれか。

- ア．通常時の遊離残留塩素0.1 mg/L以上を満たしているため、結合残留塩素の値は問わない。
- イ．著しい汚染のおそれがある場合の遊離残留塩素0.2 mg/L以上を結合残留塩素にも適用するため、十分である。
- ウ．通常時の結合残留塩素0.4 mg/L以上を満たしているため、汚染のおそれがあっても十分である。
- エ．この場合の結合残留塩素は1.5 mg/L以上が必要であり、1.0 mg/Lでは不足する。

答え・解説

正答：エ

- ア：遊離残留塩素の通常時基準を結合残留塩素に適用することはできない。
- イ：0.2 mg/L以上は特別時の遊離残留塩素基準である。
- ウ：著しい汚染のおそれがある場合は通常時より高い結合残留塩素が必要である。
- エ：特別時の結合残留塩素は1.5 mg/L以上であり、1.0 mg/Lは不足する。

総合解説：病原生物による著しい汚染のおそれ等がある場合、結合残留塩素は1.5 mg/L以上を保持する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0017

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：標準

水道法施行規則上、残留塩素の保持を確認する地点として適切なものはどれか。

- ア．給水栓
- イ．取水口だけ
- ウ．沈殿池の入口だけ
- エ．水源地上流だけ

答え・解説

正答：ア

ア：残留塩素は給水栓における水で所定濃度を保持するよう定められている。
イ：原水取水地点だけでの確認では、給水栓まで残留効果が維持されているか確認できない。
ウ：浄水処理途中だけでは給水栓での残留効果を確認できない。
エ：給水栓における衛生状態の確認にならない。

総合解説：残留塩素は給水栓における水で所定濃度を保持するよう定められている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0018

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：標準

水道施設の衛生上必要な措置として適切なものはどれか。

- ア．施設の衛生状態は残留塩素だけで決まるため、清掃や立入防止は不要である。
- イ．取水場、浄水場、配水池等を常に清潔にし、みだりに人畜が立ち入らないよう必要な措置を講じる。
- ウ．配水池は衛生管理の対象外である。
- エ．浄水場の立入管理は水質と無関係なので行わない。

答え・解説

正答：イ

ア：施設自体の清潔保持や汚染防止も必要である。
イ：水道法施行規則は施設の清潔保持と立入防止等を衛生上必要な措置としている。
ウ：配水池も衛生上必要な措置の対象である。
エ：みだりな立入りによる汚染防止措置が求められる。

総合解説：水道法施行規則は施設の清潔保持と立入防止等を衛生上必要な措置としている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0019

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：標準

全区域にわたるような広範囲の断水後に給水を再開する場合、衛生管理上の考え方として適切なものはどれか。

- ア．残留塩素は必ずゼロにする。
- イ．通常時より低い0.05 mg/Lでよい。
- ウ．給水栓の遊離残留塩素を通常時より高い0.2 mg/L以上とすることが求められる状況に該当する。
- エ．水質確認を一切せず、圧力だけ確認すればよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：再汚染リスクを考えれば不適切である。
- イ：特別時にはむしろ通常より高い残留塩素管理が求められる。
- ウ：広範囲断水後の給水再開は、通知で遊離残留塩素0.2 mg/L以上等とする例に挙げられている。
- エ：断水後は衛生面の確認も重要である。

総合解説：広範囲断水後の給水再開は、通知で遊離残留塩素0.2 mg/L以上等とする例に挙げられている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0020

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：応用

塩素系消毒剤の注入・混合に関する考え方として適切なものはどれか。

- ア．注入点で濃度が高ければ、給水栓で残留塩素がなくてもよい。
- イ．消毒剤は水と混ざらないよう局所的に注入する。
- ウ．消毒設備は故障しても予備措置を考えず放置してよい。
- エ．消毒剤が水に十分混合するように注入し、給水栓まで必要な残留効果を確保する。

答え・解説

正答：エ

- ア：給水栓で所定の残留塩素を保持する必要がある。
- イ：十分混合させることが必要である。
- ウ：消毒の中断を防ぐため設備を常に整備することが求められる。
- エ：通知では消毒剤を十分に混合するよう注入し、法令上は給水栓で残留塩素を確保することが求められる。

総合解説：通知では消毒剤を十分に混合するよう注入し、法令上は給水栓で残留塩素を確保することが求められる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0021

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：基礎

残留塩素の測定について適切な記述はどれか。

- ア．遊離残留塩素・結合残留塩素には、環境大臣が定める検査方法があり、DPDを用いる吸光光度法等が含まれる。
イ．残留塩素は目視だけで法定濃度を判定する。
ウ．結合残留塩素は測定方法が定められていない。
エ．残留塩素は水質管理の対象ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：残留塩素の検査方法は告示で定められ、DPDを用いる方法も規定されている。
イ：濃度を適切な検査方法で測定する必要がある。
ウ：結合残留塩素についても定められた検査方法がある。
エ：消毒の残留効果は日常的な水質管理項目である。

総合解説：残留塩素の検査方法は告示で定められ、DPDを用いる方法も規定されている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0022

1-1 飲料水の衛生と水道 > 消毒・残留塩素 | 難易度：基礎

通常より高い残留塩素管理を行う必要性が低い平常事例はどれか。

- ア．水源周辺で消化器系感染症が流行している。
イ．水源・浄水工程・配水施設に異常がなく、感染症流行や大規模断水もない通常運転時
ウ．洪水により原水水質が著しく悪化した。
エ．配水管の大規模工事で施設が著しく汚染されたおそれがある。

答え・解説

正答：イ

- ア：通知上、残留塩素を高めるべき状況に含まれる。
イ：特別な汚染のおそれがない通常運転時は、通常基準による管理が基本である。
ウ：通知上、残留塩素を高めるべき状況に含まれる。
エ：通知上、残留塩素を高めるべき状況に含まれる。

総合解説：特別な汚染のおそれがない通常運転時は、通常基準による管理が基本である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0023

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：基礎

令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水質基準に追加された後の、水質基準項目数について正しいものはどれか。

- ア．50項目であり、有機フッ素化合物に関する項目は水質基準には含まれない。
- イ．51項目のままであり、PFOS及びPFOAは水質管理目標設定項目にとどまる。
- ウ．52項目であり、「PFOS及びPFOA」が新たな水質基準項目として加わった。
- エ．60項目であり、水質管理目標設定項目もすべて水質基準項目として合算する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：現行の水質基準は50項目ではない。
- イ：令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水質基準へ追加されたため、51項目のままではない。
- ウ：改正後の現行水質基準は52項目である。
- エ：水質管理目標設定項目を水質基準項目数にそのまま合算する考え方ではない。

総合解説：令和8年4月1日から「PFOS及びPFOA」が水質基準に追加され、現行の水質基準は52項目となった。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0024

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：標準

水道水の大腸菌に関する水質基準として正しいものはどれか。

- ア．一般細菌の基準と同様に、1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
- イ．化学物質の濃度基準と同様に、0.1 mg/L以下であること。
- ウ．色度の基準と同様に、5度以下であること。
- エ．大腸菌が検出されないこと。

答え・解説

正答：エ

- ア：「1 mLの検水で形成される集落数が100以下」は一般細菌の基準である。
- イ：大腸菌は化学物質のようなmg/Lの濃度基準ではない。
- ウ：5度以下は色度の基準である。
- エ：大腸菌の水質基準は「検出されないこと」である。

総合解説：大腸菌は水質基準で「検出されないこと」とされる。一般細菌、色度、化学物質の基準単位との混同に注意する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0025

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：応用

一般細菌の水質基準として正しいものはどれか。

- ア．1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること
- イ．大腸菌と同様に必ず0であること
- ウ．1 L当たり100 mg以下であること
- エ．色度5度以下であれば一般細菌検査は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：水質基準では一般細菌は1 mLの検水で形成される集落数100以下とされている。
イ：一般細菌は「100以下」という定量基準であり、大腸菌の「検出されないこと」と異なる。
ウ：単位・基準の考え方が異なる。
エ：色度と一般細菌は別の水質基準項目である。

総合解説：水質基準では一般細菌は1 mLの検水で形成される集落数100以下とされている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0026

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：標準

給水栓から採取した水のpH値が8.7であった。現行の水質基準に照らした評価として正しいものはどれか。

- ア．pHは味や外観に関する参考項目にすぎず、水質基準としての範囲は定められていないため適合である。
- イ．pHの基準は5.8以上8.6以下であり、8.7は上限を超えているため不適合である。
- ウ．pHは原水だけを管理する項目で、給水栓水では測定結果にかかわらず判定対象にならない。
- エ．pHは中性の7.0でなければならない、5.8から8.6の範囲という考え方は用いない。

答え・解説

正答：イ

ア：pH値は水質基準項目であり、許容範囲が定められている。
イ：現行基準は5.8以上8.6以下であり、8.7は範囲外である。
ウ：pH値は給水栓水についても水質基準への適合を確認する項目である。
エ：水道水のpH値は7.0ちょうどに限定されず、5.8以上8.6以下が基準である。

総合解説：水道水のpH値は5.8以上8.6以下が基準である。数値だけを並べた選択肢ではなく、基準項目としての位置付けも含めて理解する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0027

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：標準

給水栓水を測定したところ、色度4度、濁度2.1度であった。現行の水質基準に照らした評価として正しいものはどれか。

- ア．色度2度以下・濁度5度以下が基準なので、色度だけが不適合である。
- イ．色度・濁度とも10度以下が基準なので、両方とも適合する。
- ウ．色度は5度以下で適合するが、濁度は2度以下の基準を超えているため不適合である。
- エ．色度には基準がなく、濁度2度以下だけを確認すればよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：色度と濁度の基準値を取り違えている。
- イ：現行基準は色度・濁度とも10度以下ではない。
- ウ：色度5度以下、濁度2度以下であるため、この測定例では濁度のみ基準を超える。
- エ：色度にも5度以下の水質基準がある。

総合解説：現行の水質基準は色度5度以下、濁度2度以下である。複数項目を同時に評価する問題では各項目を個別に基準へ照合する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0028

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：標準

令和8年4月1日から水質基準に追加されたPFOS及びPFOAの基準として正しいものはどれか。

- ア．それぞれ単独で0.05 mg/L以下
- イ．合算で0.5 mg/L以下
- ウ．水質管理目標設定項目のままで、水質基準には追加されていない。
- エ．PFOS及びPFOAの合算で0.00005 mg/L以下

答え・解説

正答：エ

- ア：単位・値とも現行基準と異なる。
- イ：現行基準より桁違いに高い。
- ウ：令和8年4月1日から水質基準へ追加されている。
- エ：令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水質基準に追加され、合算で0.00005 mg/L以下とされた。

総合解説：令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水質基準に追加され、合算で0.00005 mg/L以下とされた。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0029

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：標準

水道事業者の水質検査計画について正しい記述はどれか。

- ア．毎事業年度の開始前に策定しなければならない。
- イ．10年に1回だけ策定すればよい。
- ウ．水質事故が起きた年度だけ策定する。
- エ．水道事業者は策定対象ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法施行規則は、水道事業者に毎事業年度の開始前の水質検査計画策定を求めている。
- イ：毎事業年度の開始前に策定する必要がある。
- ウ：平常時から毎年度策定する制度である。
- エ：水道事業者は明確に策定義務の対象である。

総合解説：水道法施行規則は、水道事業者に毎事業年度の開始前の水質検査計画策定を求めている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0030

1-1 飲料水の衛生と水道 > 水質基準・水質管理 | 難易度：応用

水道事業者が、色・濁り・消毒の残留効果の定期検査を「毎週1回」に設定しようとしている。水道法施行規則に照らした評価として正しいものはどれか。

- ア．7日以内ごとに1回で足りるため、毎週1回で適切である。
- イ．これらの検査は1日1回以上行う必要があり、毎週1回では頻度が不足する。
- ウ．毎月1回以上でよいため、毎週1回は法令上不要な過剰検査である。
- エ．毎年1回以上でよく、日常的な検査は求められていない。

答え・解説

正答：イ

- ア：色・濁り・消毒の残留効果は週1回では不足する。
- イ：水道法施行規則第15条では1日1回以上の検査が求められる。
- ウ：月1回では日常管理に必要な法定頻度を満たさない。
- エ：年1回では法定頻度を満たさない。

総合解説：色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する定期検査は1日1回以上行う。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0031

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：基礎

水道法上の「水道」の定義として正しいものはどれか。

- ア．飲用目的に関係なく、すべての工業用配管をいう。
イ．井戸1本だけを必ず水道と呼ぶ。
ウ．導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、臨時に施設されたものを除く。
エ．臨時に施設された給水設備も必ず含む。

答え・解説

正答：ウ

- ア：水道法上の水道は人の飲用に適する水として供給する施設の総体である。
イ：導管等による供給施設の総体という要件がある。
ウ：水道法第3条第1項の定義である。
エ：臨時に施設されたものは定義から除かれる。

総合解説：水道法第3条第1項の定義である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0032

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：基礎

水道法上の「水道事業」に関する記述として正しいものはどれか。

- ア．給水人口5,000人以下のものはすべて水道事業から除かれる。
イ．一般需要ではなく特定工場だけへの工業用水供給を意味する。
ウ．給水人口に関係なく100人以下も必ず水道事業に含まれる。
エ．一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、給水人口100人以下の水道によるものは除かれる。

答え・解説

正答：エ

- ア：5,000人以下でも水道事業に含まれ、簡易水道事業に該当し得る。
イ：水道法の水道事業の定義と異なる。
ウ：100人以下の水道によるものは除外される。
エ：水道事業は一般需要への供給事業で、100人以下の水道は定義から除外される。

総合解説：水道事業は一般需要への供給事業で、100人以下の水道は定義から除外される。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0033

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：基礎

簡易水道事業の説明として正しいものはどれか。

- ア．給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する水道事業である。
- イ．水槽容量が10 m³を超える受水槽水道のことである。
- ウ．給水人口100人以下だけを対象とする水道事業である。
- エ．水道事業者へ用水だけを卸す事業である。

答え・解説

正答：ア

ア：水道法第3条第3項は簡易水道事業を給水人口5,000人以下の水道による水道事業と定義する。
イ：これは簡易専用水道の論点であり、簡易水道事業とは異なる。
ウ：100人以下の水道によるものは水道事業の定義から除外される。
エ：これは水道用水供給事業の説明である。

総合解説：水道法第3条第3項は簡易水道事業を給水人口5,000人以下の水道による水道事業と定義する。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0034

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：標準

水道用水供給事業の説明として正しいものはどれか。

- ア．一般家庭へ直接給水することだけを目的とする事業である。
- イ．水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。
- ウ．専用水道の設置者が自らの施設内だけに給水することをいう。
- エ．水道事業者が他の水道事業者に一時的に分水する場合も常に水道用水供給事業となる。

答え・解説

正答：イ

ア：水道用水供給事業は水道事業者に用水を供給する。
イ：水道法第3条第4項の定義である。
ウ：専用水道とは別の制度である。
エ：水道事業者又は専用水道設置者が他の水道事業者に分水する場合は定義から除外される。

総合解説：水道法第3条第4項の定義である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0035

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：応用

水道法上の「水道事業者」とは誰か。

- ア．給水装置工事を一度でも行った施工業者すべて
- イ．受水槽を所有する建物所有者すべて
- ウ．水道法第6条第1項の認可を受けて水道事業を営業者
- エ．水質検査を受託した検査機関

答え・解説

正答：ウ

- ア：施工業者と水道事業者は別概念である。
- イ：受水槽所有だけで水道事業者になるわけではない。
- ウ：認可を受けて水道事業を営業者者が水道事業者である。
- エ：検査機関と水道事業者は法的役割が異なる。

総合解説：認可を受けて水道事業を営業者者が水道事業者である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0036

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：標準

自家用の水道で、100人を超える者にその居住に必要な水を供給する場合、他の要件を満たせばどの制度に該当し得るか。

- ア．簡易水道事業
- イ．水道用水供給事業
- ウ．指定給水装置工事事業者
- エ．専用水道

答え・解説

正答：エ

- ア：簡易水道事業は一般需要に応じる水道事業のうち給水人口5,000人以下のもの。
- イ：水道事業者へ用水を供給する事業である。
- ウ：施工事業者の指定制度であり、水道の種別ではない。
- エ：専用水道は自家用水道等で、100人を超える者に居住用水を供給するものが要件の一つである。

総合解説：専用水道は自家用水道等で、100人を超える者に居住用水を供給するものが要件の一つである。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0037

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：標準

専用水道の判定に用いる一日最大給水量について、水道法施行令の基準として正しいものはどれか。

- ア．人の飲用、炊事、浴用その他の人の生活の用に供する水量が、一日最大20 m³を超えることが判定要件の一つとなる。
イ．一日最大5 m³を超えれば、給水人口や施設条件にかかわらず必ず専用水道となる。
ウ．一日最大10 m³という値は、専用水道の給水量基準であり、受水槽容量の基準とは関係しない。
エ．一日最大100 m³を超えることだけが専用水道の給水量基準である。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法施行令は、所定用途に使用する一日最大給水量が20 m³を超えることを専用水道判定の一要件としている。
イ：5 m³は政令上の専用水道の日最大給水量基準ではない。
ウ：10 m³は簡易専用水道の受水槽有効容量に関係する基準で、専用水道の日最大給水量基準ではない。
エ：100 m³はこの一日最大給水量基準ではない。

総合解説：専用水道は複数の要件から判定されるが、一日最大給水量については所定用途に使用する水量が20 m³を超えることが政令基準の一つである。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0038

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：標準

水道事業の用に供する水道から受ける水のみを水源とし、専用水道にも該当しない施設で、受水槽の有効容量の合計が8 m³である。簡易専用水道の規模基準に照らした判断として正しいものはどれか。

- ア．受水槽が1 m³を超えれば一律に簡易専用水道となるため、8 m³でも該当する。
イ．受水槽の有効容量の合計が10 m³以下は政令上の適用除外であるため、この条件では簡易専用水道に該当しない。
ウ．20 m³以下が適用除外基準なので、10 m³を超えても20 m³以下なら常に簡易専用水道に該当しない。
エ．100 m³以下が簡易専用水道の適用除外基準である。

答え・解説

正答：イ

- ア：簡易専用水道の規模基準は1 m³超ではない。
イ：水道法施行令では水槽の有効容量の合計が10 m³以下のものを簡易専用水道の適用から除外する。
ウ：20 m³は専用水道の日最大給水量に関係する別の基準である。
エ：100 m³は簡易専用水道の適用除外基準ではない。

総合解説：簡易専用水道は、水道事業から供給を受ける水のみを水源とする一定規模超の貯水槽水道が対象であり、受水槽の有効容量の合計が10 m³以下なら適用除外となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0039

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：標準

「簡易水道事業」と「簡易専用水道」の違いとして適切なものはどれか。

- ア．両者は全く同じ制度名である。
イ．簡易専用水道は給水人口5,000人以下の水道事業である。
ウ．簡易水道事業は水道事業の一種で給水人口5,000人以下、簡易専用水道は他の水道事業から受けた水のみを水源とする受水槽水道のうち一定規模を超えるもの等である。
エ．簡易水道事業は受水槽容量10 m³超だけで決まる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法律上、別の定義・制度である。
イ：これは簡易水道事業の説明に近い。
ウ：名称は似るが、前者は事業区分、後者は受水槽水道に関する制度である。
エ：受水槽容量ではなく給水人口等の水道事業区分である。

総合解説：名称は似るが、前者は事業区分、後者は受水槽水道に関する制度である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0040

1-2 水道の基礎 > 水道の定義・種類 | 難易度：応用

水道法上の「給水装置」の説明として正しいものはどれか。

- ア．浄水場の沈殿池とろ過池だけをいう。
イ．水源から浄水場までの導水管だけをいう。
ウ．建物内の排水管すべてをいう。
エ．需要者に水を供給するため、水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具

答え・解説

正答：エ

- ア：それらは浄水施設であり給水装置ではない。
イ：導水施設は水道施設の一部であり給水装置ではない。
ウ：排水管は給水装置の定義に含まれない。
エ：水道法第3条第9項の定義である。

総合解説：水道法第3条第9項の定義である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0041

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：基礎

一般的な水道施設の流れとして最も適切な順序はどれか。

- ア．取水→貯水・導水→浄水→送水→配水
- イ．浄水→取水→配水→導水→送水
- ウ．配水→送水→浄水→取水
- エ．給水装置→取水→下水処理→配水

答え・解説

正答：ア

ア：水道法は取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設を水道施設として位置付けている。
イ：原水を取水する前に浄水することはできず順序が不適切である。
ウ：流れが逆である。
エ：下水処理は上水道の基本施設列に含まれず、給水装置の位置付けも異なる。

総合解説：水道法は取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設を水道施設として位置付けている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0042

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：基礎

水道法上、取水施設に求められる基本的な役割はどれか。

- ア．浄水を各家庭へ一定圧で配ること。
- イ．できるだけ良質の原水を必要量取り入れること。
- ウ．原水を水質基準適合まで処理すること。
- エ．給水装置工事の申請を受理すること。

答え・解説

正答：イ

ア：これは配水施設の役割である。
イ：水道法第5条は取水施設について、できるだけ良質の原水を必要量取り入れられることを求める。
ウ：これは浄水施設の役割である。
エ：行政・事務手続であり施設機能ではない。

総合解説：水道法第5条は取水施設について、できるだけ良質の原水を必要量取り入れられることを求める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0043

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：基礎

貯水施設に求められる基本的な役割として適切なものはどれか。

- ア．浄水を最終需要者へ直接計量すること。
- イ．汚水を下水処理場へ送ること。
- ウ．渇水時においても必要量の原水を供給できるよう必要な貯水能力を持つこと。
- エ．給水契約を締結すること。

答え・解説

正答：ウ

- ア：これは水道メーターや給水の論点であり、貯水施設の基本役割ではない。
- イ：上水道の貯水施設の役割ではない。
- ウ：水道法第5条は貯水施設に渇水時を考慮した貯水能力を求める。
- エ：施設の物理的機能とは無関係である。

総合解説：水道法第5条は貯水施設に渇水時を考慮した貯水能力を求める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0044

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：標準

導水施設の説明として正しいものはどれか。

- ア．浄水後の水を配水池へ送る施設だけをいう。
- イ．需要者宅内の水栓だけをいう。
- ウ．雨水を下水道へ流す施設をいう。
- エ．必要量の原水を浄水施設等へ送るためのポンプ、導水管その他の設備を有する。

答え・解説

正答：エ

- ア：浄水を送るのは主に送水施設の役割である。
- イ：給水用具であり導水施設ではない。
- ウ：水道法上の導水施設の定義と異なる。
- エ：導水施設は原水を送る設備である。

総合解説：導水施設は原水を送る設備である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0045

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：応用

浄水施設に求められる機能として最も適切なものはどれか。

- ア．原水の質・量に応じ、水質基準に適合する必要量の浄水を得る設備を持ち、消毒設備を備える。
- イ．原水水質に関係なく消毒設備は不要である。
- ウ．浄水施設は水圧調整だけを目的とする。
- エ．浄水施設では水質基準を考慮しない。

答え・解説

正答：ア

ア：水道法第5条は浄水施設に水質基準適合水を得るための設備と消毒設備を求める。
イ：水道法上、浄水施設は消毒設備を備えることが求められる。
ウ：水圧調整だけでなく、水質基準に適合する浄水を得ることが中心である。
エ：水質基準に適合する浄水を得ることが明記されている。

総合解説：水道法第5条は浄水施設に水質基準適合水を得るための設備と消毒設備を求める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0046

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：標準

送水施設に求められる役割はどれか。

- ア．原水を取水するだけの施設である。
- イ．必要量の浄水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- ウ．給水装置の漏水を修繕する組織である。
- エ．受水槽の清掃だけを行う施設である。

答え・解説

正答：イ

ア：原水の取入れは取水施設の役割である。
イ：送水施設は浄水を必要な地点へ送る設備である。
ウ：施設機能の説明ではない。
エ：送水施設とは異なる。

総合解説：送水施設は浄水を必要な地点へ送る設備である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0047

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：標準

配水施設に関する記述として正しいものはどれか。

- ア．原水をろ過することだけが目的である。
- イ．水源から原水を取り入れる施設である。
- ウ．必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するため、配水池、ポンプ、配水管等を備える。
- エ．配水施設では連続供給を考慮しなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：ろ過は浄水施設の役割である。
- イ：取水施設の説明である。
- ウ：配水施設は浄水を一定以上の圧力で連続供給する役割を担う。
- エ：連続供給の確保が施設基準に含まれる。

総合解説：配水施設は浄水を一定以上の圧力で連続供給する役割を担う。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0048

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：標準

導水施設と送水施設の違いとして適切なものはどれか。

- ア．導水も送水も需要者宅内の給水管だけを指す。
- イ．導水は浄水だけ、送水は原水だけを扱う。
- ウ．両者には法令上まったく機能上の区別がない。
- エ．導水は主に原水を送り、送水は浄水を送る。

答え・解説

正答：エ

- ア：いずれも水道施設側の設備であり給水装置そのものではない。
- イ：関係が逆である。
- ウ：原水と浄水の輸送という機能の違いがある。
- エ：水道法上、導水施設は原水を、送水施設は浄水を送る設備として整理される。

総合解説：水道法上、導水施設は原水を、送水施設は浄水を送る設備として整理される。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0049

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：標準

原水の水質が悪化し、通常より処理負荷が高くなった。水道施設の考え方として適切なものはどれか。

- ア．原水の質と量に応じて、水質基準に適合する浄水を得られるよう浄水設備・運転を確保する。
- イ．原水水質が変化しても浄水処理は固定でよく、水質基準を考慮しない。
- ウ．配水管の圧力だけ上げれば水質問題は解決する。
- エ．消毒設備を停止する。

答え・解説

正答：ア

- ア：浄水施設は原水の質・量に応じて必要な処理能力を持つことが求められる。
- イ：原水条件と水質基準を踏まえて処理を確保する必要がある。
- ウ：水圧調整では原水由来の水質問題は解決しない。
- エ：原水悪化時に消毒停止は不適切である。

総合解説：浄水施設は原水の質・量に応じて必要な処理能力を持つことが求められる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0050

1-2 水道の基礎 > 取水・浄水・送配水の仕組み | 難易度：応用

水道施設の構成に関する水道法の考え方として正しいものはどれか。

- ア．すべての水道は必ず6種類すべての施設を独立して持つ。
- イ．原水の質・量、地理的条件、水道の形態等に応じ、取水・貯水・導水・浄水・送水・配水施設の全部又は一部を有する。
- ウ．水道施設は配水施設だけで構成される。
- エ．地理的条件は施設構成に考慮しない。

答え・解説

正答：イ

- ア：条件に応じて全部又は一部を有する。
- イ：水道法第5条は条件に応じて各施設の全部又は一部を有すべきものとしている。
- ウ：法は複数の施設区分を定めている。
- エ：地理的条件も考慮要素として明記されている。

総合解説：水道法第5条は条件に応じて各施設の全部又は一部を有すべきものとしている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0051

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：基礎

水道法上の「水道施設」に通常含まれるものの組合せとして適切なものはどれか。

- ア．排水設備、下水処理施設、污泥処理施設のみ
- イ．給湯器、便器、排水トラップのみ
- ウ．取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設
- エ．給水装置だけ

答え・解説

正答：ウ

- ア：下水道施設の説明であり、水道法上の水道施設の列举と異なる。
- イ：建物内設備であり、水道施設の基本列举ではない。
- ウ：水道法第3条第8項はこれらを水道施設として列举する。
- エ：給水装置は別に定義されており、水道事業の水道施設とは区別される。

総合解説：水道法第3条第8項はこれらを水道施設として列举する。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0052

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：基礎

専用水道の「水道施設」の範囲に関する説明として適切なものはどれか。

- ア．専用水道では取水・浄水施設を一切水道施設に含めない。
- イ．建築物内のすべての給水設備が必ず水道施設となる。
- ウ．専用水道だけは配水施設を持ってない。
- エ．専用水道では給水の施設も含むが、建築物に設けられたものは除かれる。

答え・解説

正答：エ

- ア：専用水道でも該当する施設は水道施設となる。
- イ：建築物に設けられたものは除かれる。
- ウ：そのような規定ではない。
- エ：水道法第3条第8項は専用水道について給水施設を含める特則を置きつつ、建築物に設けられたものを除外する。

総合解説：水道法第3条第8項は専用水道について給水施設を含める特則を置きつつ、建築物に設けられたものを除外する。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0053

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：基礎

水道施設の位置及び配列を定める際の法的な考え方として適切なものはどれか。

- ア．布設・維持管理ができるだけ経済的かつ容易となるようにし、給水の確実性も考慮する。
- イ．建設費だけを最小にし、維持管理や給水確実性は考えない。
- ウ．給水の確実性より景観だけを優先する。
- エ．施設の位置は原水・地理条件と無関係に決める。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第5条第2項の趣旨である。
- イ：経済性だけでなく維持管理容易性と給水確実性も考慮する。
- ウ：施設基準上の重点と異なる。
- エ：地理的条件等は水道施設計画に関係する。

総合解説：水道法第5条第2項の趣旨である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0054

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：標準

水道施設の構造・材質に関する基本要件として適切なものはどれか。

- ア．水圧への耐力だけあれば、漏水や汚染のおそれは考慮しなくてよい。
- イ．水圧、土圧、地震力その他の荷重に十分な耐力を持ち、水が汚染・漏えいするおそれがないこと。
- ウ．地震力は考慮対象外である。
- エ．材質は水質への影響を考慮しなくてよい。

答え・解説

正答：イ

- ア：耐力に加え汚染・漏えい防止が必要である。
- イ：水道法第5条第3項の基本要件である。
- ウ：地震力も明記されている。
- エ：水が汚染されるおそれがないことが求められる。

総合解説：水道法第5条第3項の基本要件である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0055

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：応用

取水施設の計画として最も適切なものはどれか。

- ア．水質の悪い地点を優先し、処理負荷は考慮しない。
- イ．必要量を下回っても水質がよければよい。
- ウ．可能な範囲で良質な原水を、必要量確保できる地点・設備とする。
- エ．取水量は需要と無関係に決める。

答え・解説

正答：ウ

- ア：良質な原水を取り入れることが施設基準に沿う。
- イ：水質と必要量の双方を満たす必要がある。
- ウ：取水施設はできるだけ良質の原水を必要量取り入れられることが基本である。
- エ：必要量の確保が求められる。

総合解説：取水施設はできるだけ良質の原水を必要量取り入れられることが基本である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0056

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：標準

浄水施設について水道法が求めるものとして正しいものはどれか。

- ア．水質基準に適合すれば消毒設備は不要である。
- イ．浄水施設は水量だけを管理し、水質は対象外である。
- ウ．ろ過設備は必ず不要である。
- エ．水質基準に適合する必要量の浄水を得る設備に加え、消毒設備を備えること。

答え・解説

正答：エ

- ア：法は消毒設備を備えることを求めている。
- イ：水質基準適合が核心要件である。
- ウ：原水の質・量に応じて必要な設備を備える。
- エ：浄水施設は沈殿池、ろ過池等の必要設備と消毒設備を備えることが求められる。

総合解説：浄水施設は沈殿池、ろ過池等の必要設備と消毒設備を備えることが求められる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0057

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：標準

配水施設の設計思想として適切なものはどれか。

- ア．必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給できること。
- イ．断続的な給水を前提とし、圧力は考慮しない。
- ウ．原水を直接需要者へ配ることを基本とする。
- エ．配水池やポンプは施設基準上考慮しない。

答え・解説

正答：ア

- ア：配水施設は必要量の浄水を一定以上の圧力で連続供給できることが求められる。
- イ：連続供給と一定以上の圧力が求められる。
- ウ：原則として水質基準に適合する浄水を供給する。
- エ：配水池、ポンプ、配水管等が例示されている。

総合解説：配水施設は必要量の浄水を一定以上の圧力で連続供給できることが求められる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0058

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：標準

令和6年4月1日の水道行政移管後、水質基準の策定を中心的に所掌する省庁はどこか。

- ア．厚生労働省
- イ．環境省
- ウ．農林水産省
- エ．総務省

答え・解説

正答：イ

- ア：令和6年4月1日以降、水道行政は国土交通省・環境省へ移管されている。
- イ：移管後、水質基準の策定など水質・衛生に関する事務は環境省が中心的に担う。
- ウ：水道水質基準の主所管ではない。
- エ：水道水質基準の主所管ではない。

総合解説：移管後、水質基準の策定など水質・衛生に関する事務は環境省が中心的に担う。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0059

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：標準

水道法上「水道施設」とされるための管理関係として適切なものはどれか。

- ア．所有者が誰であっても、近くにある配管はすべて水道施設である。
- イ．需要者宅の排水設備は自動的に水道施設となる。
- ウ．当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道設置者の管理に属する施設であること。
- エ．道路内の他事業者管路も水道施設に含む。

答え・解説

正答：ウ

- ア：管理関係を含む法的定義がある。
- イ：排水設備はこの定義に含まれない。
- ウ：水道法第3条第8項は、水道施設をこれらの管理に属する施設と定義する。
- エ：当該水道事業者等の管理に属する必要がある。

総合解説：水道法第3条第8項は、水道施設をこれらの管理に属する施設と定義する。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0060

1-2 水道の基礎 > 水道の基本的要件・水道施設 | 難易度：応用

一般の水道事業における「水道施設」と「給水装置」の関係として最も適切なものはどれか。

- ア．両者は常に完全に同義である。
- イ．給水装置には取水施設と浄水施設だけが含まれる。
- ウ．水道施設には水道事業者の管理関係は不要である。
- エ．配水管など水道事業者管理の施設と、配水管から分岐した給水管・直結給水用具は法令上区別して定義される。

答え・解説

正答：エ

- ア：法令上は別の定義である。
- イ：給水装置は配水管から分岐した給水管及び直結給水用具である。
- ウ：水道施設は当該事業者等の管理に属するものと定義される。
- エ：水道施設と給水装置は水道法第3条で別々に定義され、管理・施工上の扱いも異なる。

総合解説：水道施設と給水装置は水道法第3条で別々に定義され、管理・施工上の扱いも異なる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0061

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：基礎

水道法の目的として最も適切なものはどれか。

- ア．水道の布設・管理を適正かつ合理的にし、水道の基盤を強化して清浄・豊富・低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること。
- イ．水道事業者の利益最大化だけを目的とする。
- ウ．工業用水の輸出振興だけを目的とする。
- エ．下水道料金の統一だけを目的とする。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第1条の目的である。
- イ：水道法は公衆衛生と生活環境の改善を目的に含む。
- ウ：水道法の目的と異なる。
- エ：水道法の目的ではない。

総合解説：水道法第1条の目的である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0062

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：基礎

水道法第2条に基づく国及び地方公共団体の責務として適切なものはどれか。

- ア．水源の清潔保持は国民だけの責務で行政には関係しない。
- イ．水源・水道施設及びその周辺の清潔保持、水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じること。
- ウ．水の合理的使用を妨げる施策を講じること。
- エ．水道施設周辺の衛生は考慮しない。

答え・解説

正答：イ

- ア：国及び地方公共団体にも施策を講ずる責務がある。
- イ：水道が健康を守るために不可欠で水が貴重な資源であることを踏まえ、この責務が定められている。
- ウ：法は適正かつ合理的な使用を促す方向である。
- エ：水源・水道施設と周辺の清潔保持が明記されている。

総合解説：水道が健康を守るために不可欠で水が貴重な資源であることを踏まえ、この責務が定められている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0063

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国／地方公共団体等の責務 | 難易度：基礎

水道法上、国民に求められる責務として適切なものはどれか。

- ア．水道に関する行政施策へ一切協力しないこと。
- イ．水資源は無限なので節度ある利用は不要とすること。
- ウ．国・地方公共団体の施策に協力し、自らも水源等の清潔保持と水の適正・合理的使用に努める。
- エ．水源や水道施設周辺の清潔保持には関与しないこと。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法は施策への協力を求めている。
- イ：水が貴重な資源であることが前提である。
- ウ：水道法第2条第2項は国民の協力と自らの努力を定める。
- エ：国民にも自ら清潔保持に努めることが求められる。

総合解説：水道法第2条第2項は国民の協力と自らの努力を定める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0064

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国／地方公共団体等の責務 | 難易度：標準

水道の基盤強化に関する国の役割として適切なものはどれか。

- ア．各市町村の給水装置工事を国が直接すべて施工する。
- イ．水道基盤強化に関する施策は策定しない。
- ウ．財政的援助は法律上禁止されている。
- エ．基本的・総合的な施策を策定・推進し、地方公共団体や水道事業者等へ必要な技術的・財政的援助を行うよう努める。

答え・解説

正答：エ

- ア：国の役割は政策・支援であり、個々の工事を全て直営する規定ではない。
- イ：国に施策策定・推進の努力義務がある。
- ウ：必要な技術的・財政的援助を行うよう努めるとされる。
- エ：水道法第2条の2第1項に定める国の役割である。

総合解説：水道法第2条の2第1項に定める国の役割である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0065

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国／地方公共団体等の責務 | 難易度：応用

水道基盤強化における都道府県の役割として適切なものはどれか。

- ア．市町村区域を超えた水道事業者等の連携の推進など、区域内の基盤強化施策を策定・実施するよう努める。
イ．市町村間の広域連携には関与してはならない。
ウ．水道事業者等の連携は国だけが行う。
エ．都道府県は水道基盤強化施策を策定できない。

答え・解説

正答：ア

ア：都道府県には広域的連携等の推進を含む施策の役割が定められている。
イ：むしろ広域的連携の推進が重要な役割である。
ウ：都道府県にも推進役割がある。
エ：区域の条件に応じて施策を策定・実施するよう努める。

総合解説：都道府県には広域的連携等の推進を含む施策の役割が定められている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0066

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国／地方公共団体等の責務 | 難易度：標準

市町村の水道基盤強化に関する責務として適切なものはどれか。

- ア．市町村は水道基盤強化について何の役割も持たない。
イ．区域の自然的・社会的条件に応じ、区域内の水道事業者等の連携推進その他の基盤強化施策を策定・実施するよう努める。
ウ．市町村は都道府県区域全体の広域計画だけを単独決定する。
エ．水道事業者の連携を妨げるよう努める。

答え・解説

正答：イ

ア：市町村にも施策を策定・実施する努力義務がある。
イ：水道法第2条の2第3項の趣旨である。
ウ：市町村の役割は自らの区域の条件に応じた施策である。
エ：法の方方向性と逆である。

総合解説：水道法第2条の2第3項の趣旨である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0067

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：標準

水道事業者等に求められる責務として適切なものはどれか。

- ア．事業の能率性は考慮せず、経営情報も一切管理しない。
- イ．基盤強化は行政だけの責務で事業者には関係しない。
- ウ．経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤強化に努める。
- エ．給水の継続性より短期的利益だけを優先する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：適正かつ能率的な運営が求められる。
- イ：水道事業者等にも基盤強化の努力義務がある。
- ウ：水道法第2条の2第4項に規定される。
- エ：持続可能な事業運営と基盤強化の趣旨に反する。

総合解説：水道法第2条の2第4項に規定される。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0068

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：標準

水道の基盤を強化するための基本方針を定める者は誰か。

- ア．環境大臣単独
- イ．各指定給水装置工事事業者
- ウ．水道需要者の多数決
- エ．国土交通大臣

答え・解説

正答：エ

- ア：水質基準策定では環境省が中心だが、水道基盤強化の基本方針は国土交通大臣が定める。
- イ：事業者が国の基本方針を定める制度ではない。
- ウ：法定の策定主体ではない。
- エ：水道法第5条の2により、国土交通大臣が基本方針を定める。

総合解説：水道法第5条の2により、国土交通大臣が基本方針を定める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0069

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：標準

水道基盤強化計画について正しい記述はどれか。

- ア．都道府県は、水道の基盤強化のため必要があると認めるとき、計画を定めることができる。
- イ．国土交通大臣だけが各都道府県の計画を直接作成する。
- ウ．水道事業者1社だけで都道府県の計画を決定できる。
- エ．水道基盤強化計画という制度は水道法に存在しない。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第5条の3は都道府県による水道基盤強化計画を規定する。
- イ：策定主体は都道府県である。
- ウ：法定策定主体ではない。
- エ：水道法に明文規定がある。

総合解説：水道法第5条の3は都道府県による水道基盤強化計画を規定する。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0070

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：応用

都道府県が水道基盤強化計画を定めようとする際の手続として適切なものはどれか。

- ア．関係者への説明や同意は一切不要である。
- イ．あらかじめ計画区域内の市町村や関係水道事業者等の同意を得る。
- ウ．需要者個人全員の署名がなければ策定できない。
- エ．指定給水装置工事事業者だけの同意で足りる。

答え・解説

正答：イ

- ア：法定の同意手続がある。
- イ：水道法第5条の3は計画区域内の市町村、関係水道事業者・用水供給事業者の同意を求める。
- ウ：法定同意主体は市町村・関係水道事業者等である。
- エ：計画区域内の自治体や関係水道事業者等の同意が必要である。

総合解説：水道法第5条の3は計画区域内の市町村、関係水道事業者・用水供給事業者の同意を求める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0071

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：基礎

令和6年4月1日以降の水道行政の所掌に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．水道行政はすべて厚生労働省に残った。
イ．水質基準は国土交通省だけが単独で策定する。
ウ．水道整備・管理行政は主に国土交通省が担い、水質基準の策定など水質・衛生分野は環境省が中心となって担う。
エ．水道事業の認可・指導監督は環境省だけが行う。

答え・解説

正答：ウ

- ア：令和6年4月1日に国土交通省・環境省へ移管された。
イ：水質基準の策定は環境省が中心である。
ウ：水道行政移管により、社会資本整備・事業運営面は国土交通省、水質・衛生面は環境省が中心となった。
エ：事業の認可・指導監督は国土交通省が中心である。

総合解説：水道行政移管により、社会資本整備・事業運営面は国土交通省、水質・衛生面は環境省が中心となった。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0072

1-3 水道法と行政 > 水道法の目的・国 / 地方公共団体等の責務 | 難易度：基礎

水道法第4条に基づく水質基準に関する説明として適切なものはどれか。

- ア．水質基準は各施工業者が自由に決める。
イ．水質基準には病原生物に関する要件は含まれない。
ウ．水質基準は水道法とは無関係な任意基準である。
エ．水道により供給される水が備えるべき要件を法が示し、具体的な基準は環境省令で定められる。

答え・解説

正答：エ

- ア：全国的な法令基準として定められる。
イ：病原生物に汚染されていないこと等が法に明記されている。
ウ：水道法第4条に基づく法定基準である。
エ：水道法第4条第2項により具体的な水質基準は環境省令に委任されている。

総合解説：水道法第4条第2項により具体的な水質基準は環境省令に委任されている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0073

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：基礎

水道事業を営もうとする者について、水道法第6条の原則的な認可主体は誰か。

- ア．国土交通大臣
- イ．環境大臣
- ウ．指定給水装置工事事業者
- エ．水道需要者の代表者

答え・解説

正答：ア

ア：水道法第6条は水道事業の経営に国土交通大臣の認可を求める。
イ：水質基準等の所掌とは異なり、水道事業経営の認可は国土交通大臣が基本である。
ウ：指定事業者に事業認可権限はない。
エ：法定の認可主体ではない。

総合解説：水道法第6条は水道事業の経営に国土交通大臣の認可を求める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0074

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：標準

水道事業の経営主体に関する原則として正しいものはどれか。

- ア．原則として国だけが経営する。
- イ．原則として市町村が経営し、市町村以外の者は給水区域を含む市町村の同意を得た場合に限り経営できる。
- ウ．民間事業者は市町村の同意なく自由に給水区域を設定できる。
- エ．市町村は水道事業を営むことができない。

答え・解説

正答：イ

ア：法は市町村経営を原則とする。
イ：水道法第6条第2項の原則である。
ウ：市町村以外の者には市町村の同意が必要である。
エ：原則として市町村が経営する。

総合解説：水道法第6条第2項の原則である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0075

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：応用

水道事業経営の認可申請で、申請書に添付する主要書類として適切なものはどれか。

- ア．施工業者の広告チラシだけ
- イ．需要者全員の戸籍謄本だけ
- ウ．事業計画書、工事設計書その他省令で定める書類
- エ．給水栓の写真1枚だけ

答え・解説

正答：ウ

- ア：法定の主要書類ではない。
- イ：法定の認可申請書類の中心ではない。
- ウ：水道法第7条は事業計画書・工事設計書等の添付を求める。
- エ：事業全体の計画・設計を示す書類が必要である。

総合解説：水道法第7条は事業計画書・工事設計書等の添付を求める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0076

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：標準

水道事業経営の認可基準として適切なものはどれか。

- ア．他の水道事業と給水区域をできるだけ重複させること。
- イ．施設基準に適合しない設計であること。
- ウ．一般の需要に適合しない事業であること。
- エ．給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。

答え・解説

正答：エ

- ア：不合理・不経済を避けるため、重複しないことが基準である。
- イ：工事設計は施設基準に適合する必要がある。
- ウ：事業開始が一般の需要に適合することが求められる。
- エ：水道法第8条は給水区域の重複がないことを認可基準の一つとしている。

総合解説：水道法第8条は給水区域の重複がないことを認可基準の一つとしている。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0077

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：標準

水道事業経営の認可を受けるための要件として、最も適切な組合せはどれか。

- ア．一般の需要に適合すること、計画が確実かつ合理的であること、施設設計が施設基準に適合すること等。
イ．需要に適合しなくてもよく、計画の合理性も不要である。
ウ．施設基準への適合は不要で、給水区域の重複も自由である。
エ．供給条件は認可判断と無関係である。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第8条はこれらを含む複数の認可基準を定める。
イ：認可基準に反する。
ウ：施設基準適合と区域重複回避が求められる。
エ：供給条件が法定要件に適合することも認可基準に含まれる。

総合解説：水道法第8条はこれらを含む複数の認可基準を定める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0078

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：標準

水道用水供給事業を営もうとする場合の説明として正しいものはどれか。

- ア．水道事業者に水を供給するだけなら法的手続は一切不要である。
イ．水道法第26条に基づく認可が必要である。
ウ．指定給水装置工事事業者の指定だけで経営できる。
エ．簡易専用水道の検査を受ければ経営できる。

答え・解説

正答：イ

- ア：水道用水供給事業は認可が必要である。
イ：水道用水供給事業も認可制度の対象である。
ウ：指定制度と用水供給事業認可は別制度である。
エ：別の制度であり代替しない。

総合解説：水道用水供給事業も認可制度の対象である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0079

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：標準

水道用水供給事業の制度的特徴として適切なものはどれか。

- ア．一般家庭への直接給水区域だけを対象にする。
- イ．水道事業と完全に同一の定義である。
- ウ．水道事業者へ用水を供給する事業であり、水道事業のような「給水区域」の概念とは性格が異なる。
- エ．他の水道事業者へ用水を供給することはできない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：用水供給事業は水道事業者に用水を供給する。
- イ：水道法第3条で別々に定義される。
- ウ：用水供給事業は末端需要者への給水区域を設定する水道事業とは役割が異なる。
- エ：それが事業の基本的機能である。

総合解説：用水供給事業は末端需要者への給水区域を設定する水道事業とは役割が異なる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0080

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：応用

水道事業の認可申請に添付する事業計画書の記載事項として適切なものはどれか。

- ア．施工担当者の趣味だけ
- イ．給水装置の蛇口メーカー名だけ
- ウ．過去の天気だけ
- エ．給水区域、給水人口、給水量、水道施設の概要、給水開始予定年月日、経常収支の概算等

答え・解説

正答：エ

- ア：法定記載事項ではない。
- イ：事業計画書は事業全体の計画事項を扱う。
- ウ：法定記載事項ではない。
- エ：水道法第7条は事業計画書にこれらの事項を記載するよう定める。

総合解説：水道法第7条は事業計画書にこれらの事項を記載するよう定める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0081

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：基礎

水道事業の工事設計書に記載する事項として適切なものはどれか。

- ア．一日最大・平均給水量、水源の種別と取水地点、水質試験結果、浄水方法、配水管の最大静水圧・最小動水圧等
- イ．料金徴収担当者の勤務表だけ
- ウ．広告宣伝費だけ
- エ．需要者の個別購入履歴だけ

答え・解説

正答：ア

ア：水道法第7条は工事設計書に技術的計画事項を記載するよう定める。
イ：工事設計の技術事項ではない。
ウ：工事設計書の中心項目ではない。
エ：工事設計書に求められる事項ではない。

総合解説：水道法第7条は工事設計書に技術的計画事項を記載するよう定める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0082

1-3 水道法と行政 > 水道事業・水道用水供給事業の認可 | 難易度：基礎

水道事業と水道用水供給事業の関係として最も適切なものはどれか。

- ア．両事業とも認可は不要である。
- イ．水道事業は一般需要に応じて給水し、水道用水供給事業は水道事業者へ用水を供給する。いずれも法に基づく認可制度の対象である。
- ウ．用水供給事業は一般家庭への直接給水だけを行う。
- エ．水道事業は一般需要とは無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：いずれも法に基づく認可が必要である。
イ：両事業は供給先・機能が異なるが、いずれも認可制度により監督される。
ウ：水道事業者への用水供給が基本である。
エ：一般の需要に応じて水を供給する事業である。

総合解説：両事業は供給先・機能が異なるが、いずれも認可制度により監督される。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0083

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：基礎

専用水道に該当し得る要件として適切なものはどれか。

- ア．給水人口が5,000人以下であれば必ず専用水道である。
- イ．受水槽容量が1 m³を超えれば必ず専用水道である。
- ウ．自家用水道等で、100人を超える者に居住用水を供給する、又は所定の日最大給水量が20 m³を超えるもの。
- エ．一般の需要に応じて市町村全域へ給水する事業だけを専用水道という。

答え・解説

正答：ウ

- ア：これは簡易水道事業の給水人口基準に関係する。
- イ：そのような基準ではない。
- ウ：水道法第3条第6項と施行令により、これらが専用水道の基本判定要件となる。
- エ：専用水道は自家用水道等の制度である。

総合解説：水道法第3条第6項と施行令により、これらが専用水道の基本判定要件となる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0084

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：標準

他の水道から供給を受ける水のみを水源とする自家用水道が、専用水道の対象から除外され得る施設規模の基準として適切なものはどれか。

- ア．導管延長500 m以下だけ満たせば、水槽容量に関係なく必ず除外される。
- イ．水槽容量10 m³以下だけが専用水道の除外基準である。
- ウ．導管延長10,000 m以下、水槽1,000 m³以下である。
- エ．口径25 mm以上の導管延長が1,500 m以下、かつ水槽有効容量合計が100 m³以下であること。

答え・解説

正答：エ

- ア：政令では導管延長と水槽容量の双方の基準が示される。
- イ：10 m³は簡易専用水道の適用除外基準である。
- ウ：政令の基準値と異なる。
- エ：施行令は他水道受水の場合の専用水道除外に関する施設規模基準を定める。

総合解説：施行令は他水道受水の場合の専用水道除外に関する施設規模基準を定める。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0085

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：応用

簡易専用水道の説明として正しいものはどれか。

- ア．水道事業・専用水道以外の水道で、水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、受水槽が政令基準を超えるもの。
- イ．井戸水だけを水源とするすべての施設。
- ウ．一般需要に応じて給水人口5,000人以下の水道事業。
- エ．専用水道と全く同義である。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第3条第7項と施行令に基づく定義である。
- イ：簡易専用水道は水道事業から供給される水のみを水源とする。
- ウ：簡易水道事業の説明である。
- エ：別の制度である。

総合解説：水道法第3条第7項と施行令に基づく定義である。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0086

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：標準

水道事業から供給を受ける水だけを水源とする施設で、受水槽の有効容量合計がちょうど10 m³である。専用水道には該当しないものとする。この受水槽は水道法上の簡易専用水道に該当するか。

- ア．必ず該当する。10 m³以上はすべて対象だから。
- イ．該当しない。10 m³以下は簡易専用水道の適用から除外される。
- ウ．給水人口5,000人以下なら必ず該当する。
- エ．井戸水を混ぜなくても専用水道になる。

答え・解説

正答：イ

- ア：法令は10 m³以下を除外するため、ちょうど10 m³は除外側である。
- イ：施行令の基準は10 m³であり、「基準以下」は適用除外となる。
- ウ：給水人口5,000人は簡易水道事業の基準であり本問と異なる。
- エ：本問では専用水道に該当しない前提であり、受水槽容量だけで専用水道にはならない。

総合解説：施行令の基準は10 m³であり、「基準以下」は適用除外となる。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0087

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：標準

水道法第14条の供給規程における「貯水槽水道」の説明として適切なものはどれか。

- ア．簡易専用水道より狭い概念で、10 m³超の一部だけを指す。
イ．井戸水のみを水源とする専用水道だけを指す。
ウ．水道事業・専用水道以外で、水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道を指し、簡易専用水道より小規模な受水槽水道も含み得る。
エ．水道事業そのものだけを指す。

答え・解説

正答：ウ

- ア：貯水槽水道はより広い概念である。
イ：水道事業から供給される水のみを水源とすることが基本である。
ウ：貯水槽水道は供給規程上の広い概念で、簡易専用水道も小規模受水槽水道も含み得る。
エ：水道事業の用に供する水道は定義から除かれる。

総合解説：貯水槽水道は供給規程上の広い概念で、簡易専用水道も小規模受水槽水道も含み得る。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0088

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：標準

貯水槽水道と簡易専用水道の関係として適切なものはどれか。

- ア．両者は法的に完全に同じ範囲である。
イ．簡易専用水道は供給規程に全く関係しない。
ウ．貯水槽水道は必ず井戸水を水源とする。
エ．簡易専用水道は水道法に基づく規制対象として定義される一方、貯水槽水道は供給規程上、水道事業者と設置者の責任を明確にするためのより広い概念である。

答え・解説

正答：エ

- ア：貯水槽水道の方が広い。
イ：簡易専用水道も貯水槽水道に含まれ得る。
ウ：水道事業から供給される水のみを水源とする。
エ：貯水槽水道の定義は簡易専用水道と異なり、供給規程上の管理責任明確化を目的とする。

総合解説：貯水槽水道の定義は簡易専用水道と異なり、供給規程上の管理責任明確化を目的とする。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0089

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：標準

120人が居住する施設の自家用水道であるが、水源は他の水道から受ける水のみで、口径25 mm以上の導管延長1,000 m、水槽有効容量80 m³である。ほかの条件は政令基準内とする。専用水道の判定として適切な考え方はどれか。

ア．100人超でも、他水道受水のみで施設規模が政令基準以下なら、専用水道の定義から除外される余地がある。

イ．100人を超えた時点で例外なく専用水道となる。

ウ．導管が1,000 mなら水槽容量に関係なく必ず専用水道となる。

エ．他水道から受水していると必ず簡易水道事業になる。

答え・解説

正答：ア

ア：水道法第3条第6項ただし書と施行令により、他水道受水のみで施設規模が基準以下の場合は除外される。

イ：ただし書による除外がある。

ウ：本問では導管・水槽とも除外基準内である。

エ：一般需要に応じる水道事業かどうかが別途問題となり、簡易水道事業と直結しない。

総合解説：水道法第3条第6項ただし書と施行令により、他水道受水のみで施設規模が基準以下の場合は除外される。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0090

1-3 水道法と行政 > 専用水道・簡易専用水道・貯水槽水道 | 難易度：応用

マンションが水道事業から供給を受ける水だけを受水槽に貯めて給水している。受水槽の有効容量は15 m³で、専用水道には該当しない。この水道の区分として最も適切なものはどれか。

ア．簡易水道事業

イ．簡易専用水道

ウ．水道用水供給事業

エ．必ず専用水道

答え・解説

正答：イ

ア：一般の需要に応じる水道事業であることが要件で、本事例の受水槽水道とは異なる。

イ：受水槽容量が10 m³を超え、水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、専用水道でないため簡易専用水道に該当する。

ウ：水道事業者へ用水を供給する事業ではない。

エ：本問では専用水道に該当しない前提である。

総合解説：受水槽容量が10 m³を超え、水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、専用水道でないため簡易専用水道に該当する。この論点は、給水装置工事主任技術者として水道の衛生・行政を判断する基礎となる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-04-01

0091

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：基礎

水道法上の供給規程について、正しい記述はどれか。

- ア．水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について供給規程を定めなければならない。
- イ．供給規程は水質基準だけを定める規程であり、料金に関する事項は含めない。
- ウ．供給規程を定めるかどうかは各需要者が個別に決める。
- エ．供給規程は指定給水装置工事事業者だけが定める。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第14条は、水道事業者に料金、給水装置工事費の負担区分その他の供給条件について供給規程を定めることを求めている。
- イ：供給規程は料金や工事費負担等の供給条件を扱い、水質基準だけを定めるものではない。
- ウ：供給規程を定める主体は水道事業者であり、需要者ごとに任意に設定する制度ではない。
- エ：指定給水装置工事事業者ではなく、水道事業者が定める。

総合解説：供給規程は需要者との給水関係の基本条件を明確化する規程であり、料金、給水装置工事費の負担区分その他の供給条件を定める。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0092

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：基礎

供給規程に定める水道料金の要件として適切なものはどれか。

- ア．水道事業者が希望する利益率だけを基準に決めればよい。
- イ．能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保できる公正妥当なものであることが求められる。
- ウ．同一条件の需要者でも理由なく料金を変えてよい。
- エ．料金は口頭で説明できれば、金額や算定方法を明確に定める必要はない。

答え・解説

正答：イ

- ア：料金は任意の利益率だけで決めるのではなく、適正原価と健全経営の確保を踏まえる必要がある。
- イ：水道法第14条第2項が定める料金要件である。
- ウ：供給規程は不当な差別的取扱いをするものであってはならない。
- エ：料金は定率又は定額をもって明確に定めることが求められる。

総合解説：水道料金は、能率的な経営を前提とした適正原価に照らし、公正妥当で健全経営を確保できることが法定要件の一つである。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0093

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：基礎

水道法第14条の供給規程に関する記述として適切なものはどれか。

- ア．料金は需要者ごとの交渉だけで決め、規程上は空欄でもよい。
- イ．給水装置工事費の負担区分は施工後に事業者が一方的に決めればよい。
- ウ．料金は定率又は定額をもって明確に定めることが求められる。
- エ．需要者と水道事業者の責任分担を定めることは禁止されている。

答え・解説

正答：ウ

- ア：料金は供給規程の重要事項であり、明確な定めが必要である。
- イ：工事費の負担区分と額の算出方法は適正かつ明確に定める必要がある。
- ウ：法第14条第2項は料金を定率又は定額で明確に定めることを求めている。
- エ：需要者と水道事業者の責任に関する事項は供給規程で適正かつ明確に定める対象である。

総合解説：供給規程には料金だけでなく、責任分担や給水装置工事費の負担区分・算出方法も適正かつ明確に定める必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0094

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：標準

同じ供給条件の需要者AとBについて、合理的理由なくAだけに著しく高い料金を課す内容を供給規程に設けようとしている。この取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア．水道事業者の裁量なので常に適法である。
- イ．需要者が少数なら差別的取扱いでも問題ない。
- ウ．料金表に記載すれば理由の有無を問わず認められる。
- エ．供給規程は特定の者に対する不当な差別的取扱いをするものであってはならず、合理的理由のない差別は認められない。

答え・解説

正答：エ

- ア：供給規程には不当な差別的取扱いをしないことが法定要件として求められる。
- イ：需要者の人数は不当な差別的取扱いを正当化する理由にはならない。
- ウ：記載しただけで不当な差別が適法になるわけではない。
- エ：水道法第14条第2項の要件に沿う判断である。

総合解説：供給規程は公正な供給条件を確保するため、不当な差別的取扱いを排除する必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0095

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：標準

水道事業者が供給規程を一般に周知させる時期について正しいものはどれか。

- ア．供給規程の実施の日までに一般に周知させる措置をとる。
- イ．実施後10年以内に周知すればよい。
- ウ．需要者から訴訟が提起された場合だけ周知する。
- エ．周知義務はなく、内部文書として保管すればよい。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第14条第4項は、供給規程をその実施の日までに一般に周知させる措置を求めている。
- イ：周知を10年間猶予する規定はない。
- ウ：紛争発生の有無にかかわらず周知が必要である。
- エ：供給規程は需要者の供給条件に直結するため、内部文書だけにすることはできない。

総合解説：供給規程は需要者が供給条件を知るための重要な規程であり、実施日までの一般周知が求められる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0096

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：標準

供給規程の変更手続について、水道法上の取扱いとして適切なものはどれか。

- ア．地方公共団体の水道事業者が料金を変更するときも、必ず事前に国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- イ．地方公共団体である水道事業者が料金を変更した場合は所定の届出を行い、地方公共団体以外の水道事業者が供給条件を変更しようとする場合は原則として国土交通大臣の認可を受ける。
- ウ．地方公共団体以外の水道事業者は供給条件を自由に変更でき、認可は不要である。
- エ．いずれの水道事業者も変更手続は全く同一で、届出も認可も不要である。

答え・解説

正答：イ

- ア：地方公共団体の場合は料金変更について届出の仕組みがあり、地方公共団体以外の場合の供給条件変更とは手続が異なる。
- イ：水道法第14条第5項・第6項に沿う整理である。
- ウ：地方公共団体以外の水道事業者の供給条件変更には原則として認可が必要である。
- エ：事業者の性質により手続が区別されている。

総合解説：供給規程の変更は事業主体によって手続が異なる。地方公共団体の料金変更は届出、地方公共団体以外の供給条件変更は原則認可である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0097

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：標準

水道事業者が給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けた場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．経営上の好みだけで自由に拒否できる。
- イ．新規の需要者については一律に拒否できる。
- ウ．正当な理由がなければ、給水契約の申込みを拒んではならない。
- エ．指定給水装置工事事業者の同意がなければ必ず拒否しなければならない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：水道法第15条は正当な理由のない拒否を認めていない。
- イ：新規か既存かだけで一律に拒否できる制度ではない。
- ウ：給水義務の基本原則である。
- エ：指定工事事業者の同意を一般的な契約成立要件とする規定ではない。

総合解説：水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者からの申込みについて、正当な理由がなければ拒否できない。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0098

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：標準

大規模地震により送配水施設が損傷し、安全な給水を継続できないため、一部区域でやむを得ず給水を停止することとなった。水道法上の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．災害時でも給水停止は一切認められない。
- イ．災害であれば、需要者への周知はどのような場合も不要である。
- ウ．給水停止できるのは料金未納者だけである。
- エ．災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は停止でき、やむを得ない事情がある場合を除き、停止区域と期間をあらかじめ関係者に周知する。

答え・解説

正答：エ

- ア：水道法第15条第2項は災害その他正当な理由がありやむを得ない場合の停止を認めている。
- イ：周知が不要なのは「やむを得ない事情がある場合」に限られ、災害なら常に不要というわけではない。
- ウ：料金未納による停止とは別に、災害等による給水停止の規定がある。
- エ：法第15条第2項に沿う対応である。

総合解説：常時給水が原則だが、災害等によりやむを得ないときは停止できる。その際は原則として停止区域・期間の事前周知が必要である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0099

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：応用

需要者が水道料金を支払わず、その状態が継続している。水道事業者の対応として水道法上適切なものはどれか。

- ア．供給規程の定めるところにより、その理由が継続する間、その需要者への給水を停止できる場合がある。
イ．料金未納であっても、裁判所の確定判決がなければ水道法上は絶対に給水停止できない。
ウ．料金未納を理由とする給水停止は、給水区域全体に対して行わなければならない。
エ．料金未納の場合は供給規程とは無関係に永久停止しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：水道法第15条第3項は、料金不払いなど正当な理由がある場合、供給規程に従い、その理由の継続中は個別に給水を停止できるとしている。
イ：水道法は確定判決を一律の前提とはしていない。
ウ：個別の需要者に対する停止の規定であり、区域全体の停止とは異なる。
エ：停止は供給規程に従い、理由が継続する間という枠組みである。

総合解説：料金未納等による給水停止は、常時給水義務の例外として供給規程に従い個別に行われる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0100

1-4 供給・水質・検査 > 供給規程・給水義務 | 難易度：応用

集合住宅に貯水槽水道が設置される場合の供給規程について、最も適切な記述はどれか。

- ア．貯水槽水道については、水道事業者と設置者の責任に関する事項を供給規程に定めてはならない。
イ．供給規程には、水道事業者と貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を適正かつ明確に定めることが求められる。
ウ．貯水槽の管理責任は常に指定給水装置工事事業者だけにあり、供給規程とは無関係である。
エ．貯水槽水道があると供給規程そのものが不要となる。

答え・解説

正答：イ

ア：水道法第14条は、貯水槽水道が設置される場合に責任関係を明確にすることを求めている。
イ：法第14条第2項第5号に沿う。
ウ：責任関係を一律に指定工事事業者だけへ帰属させる制度ではない。
エ：貯水槽水道の有無にかかわらず供給規程の制度は存在する。

総合解説：貯水槽水道では、給水側と受水槽以降の管理側の責任関係が不明確にならないよう、供給規程で水道事業者と設置者の責任を明確にする。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0101

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：基礎

水道法第20条に基づく水質検査について正しい記述はどれか。

- ア．水質検査記録の保存期間は一律1か月である。
イ．水質検査は水質事故が起きた場合だけ行えばよい。
ウ．水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行い、その検査記録を検査日から5年間保存しなければならない。
エ．水質検査の実施主体は需要者だけであり、水道事業者には義務がない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法定保存期間は5年間である。
イ：定期検査も法定されており、事故時だけではない。
ウ：水道法第20条第1項・第2項の内容である。
エ：水道事業者に水質検査義務が課されている。

総合解説：水質検査は水道水の安全性を継続的に確認する中心的な管理措置で、定期・臨時の検査と5年間の記録保存が必要である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0102

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：基礎

水道事業者が水質検査を行うための検査施設について、正しい記述はどれか。

- ア．外部委託の有無にかかわらず、すべての水道事業者が必ず同一規模の自前検査施設を設けなければならない。
イ．検査は指定給水装置工事業者にしか委託できない。
ウ．水質検査施設は水道法の対象外であり、事業者の任意である。
エ．原則として必要な検査施設を設けるが、所定の方法で地方公共団体の機関又は国土交通大臣・環境大臣の登録を受けた者に検査を委託する場合には例外がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：水道法第20条第3項には一定の委託時の例外がある。
イ：委託先は指定給水装置工事業者に限定されず、法令で定める機関・登録者が対象となる。
ウ：水道法は検査施設について規定している。
エ：法第20条第3項の整理に沿う。

総合解説：自前の検査体制が原則だが、法令に適合する検査委託を行う場合には検査施設設置義務の例外が認められる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0103

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：基礎

水道法第21条の健康診断に関する記述として適切なものはどれか。

- ア．取水場、浄水場又は配水池で業務に従事する者等について定期・臨時の健康診断を行い、記録を1年間保存する。
イ．健康診断の記録は水質検査記録と同じく必ず5年間保存する。
ウ．水道の全需要者を毎月健康診断しなければならない。
エ．健康診断の対象は水道事業者の経理担当者だけである。

答え・解説

正答：ア

- ア：法第21条の内容に沿う。
イ：健康診断記録の法定保存期間は1年間である。
ウ：法第21条は対象を水道施設で従事・居住する者等としており、全需要者ではない。
エ：経理担当者だけを対象にする規定ではない。

総合解説：水道施設を介した病原体の混入防止の観点から、取水場・浄水場・配水池の従事者等について健康診断が求められ、記録は1年間保存する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0104

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：標準

水道法施行規則に基づく定期の健康診断について最も適切なものはどれか。

- ア．原則として毎日、すべての呼吸器疾患について行う。
イ．おおむね1年ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者・病原体保有者の有無に関して行う。
ウ．水質事故が起きた後だけ行い、定期実施は不要である。
エ．5年に1回、生活習慣病だけを対象に行う。

答え・解説

正答：イ

- ア：規則は毎日の健康診断を求めている。
イ：水道法施行規則第16条の基本的な内容である。
ウ：定期健康診断が法定されている。
エ：5年に1回の生活習慣病検査を定めた規定ではない。

総合解説：水道施設従事者等の健康診断は、飲料水への病原体混入防止に結び付く感染症を対象に、おおむね1年ごとに行う。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0105

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：標準

水道法第22条に基づく衛生上必要な措置について正しいものはどれか。

- ア．消毒は水質事故発生後に限って認められる。
イ．衛生上の措置は需要者だけの責任で、水道事業者には関係しない。
ウ．水道事業者は、水道施設の管理・運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。
エ．水道施設の清潔保持や立入防止は衛生管理と無関係である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：消毒は平常時の衛生管理にも組み込まれる。
イ：水道事業者に法定の衛生上の措置義務がある。
ウ：水道法第22条及び施行規則第17条に基づく基本的義務である。
エ：施設の清潔保持や不必要な立入りの防止も衛生管理上重要である。

総合解説：衛生上の措置は、消毒だけでなく水道施設の清潔保持や汚染防止等を含む水道事業者の基本的な管理義務である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0106

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：標準

水源上流で化学物質流出事故が発生し、供給水が水質基準に適合しないおそれが生じた。水質検査に関する対応として適切なものはどれか。

- ア．次の定期検査まで何も確認しない。
イ．水質事故時は検査をせず、直ちに配水管を全て撤去する。
ウ．需要者から苦情が100件を超えるまで検査しない。
エ．水質基準に適合しないおそれがある場合として、必要な臨時の水質検査を行う。

答え・解説

正答：エ

- ア：水質基準不適合のおそれがある場合は臨時検査の対象となる。
イ：まず水質リスクを把握し適切な検査・対応を行うべきで、全管撤去という一律対応は不適切である。
ウ：苦情件数を一律の検査開始条件とする規定ではない。
エ：水道法施行規則に沿う対応である。

総合解説：臨時水質検査は、水質基準に適合しないおそれがあるときに迅速に状況を把握するための法定措置である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0107

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：標準

同じ日に水質検査と水道施設従事者等の健康診断を実施した。水道法に基づく記録保存期間の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．水質検査記録は5年間、健康診断記録は1年間保存する。
- イ．水道法関係の記録はすべて同一期間とされているため、両方とも5年間保存する。
- ウ．健康診断記録の方が長く、水質検査記録1年・健康診断記録5年とする。
- エ．水質検査記録と健康診断記録はいずれも法定の保存義務がない。

答え・解説

正答：ア

ア：水道法第20条第2項は水質検査記録5年、第21条第2項は健康診断記録1年の保存を定めている。
イ：記録の種類により保存期間は異なり、一律5年ではない。
ウ：保存期間を逆にしている。
エ：両方とも記録作成・保存義務がある。

総合解説：水質検査記録は5年、健康診断記録は1年であり、同じ水道法上の記録でも保存期間は異なる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0108

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：標準

水道事業者が、自ら供給する水について人の健康を害するおそれがあることを知った。水道法上、直ちに求められる対応として最も適切なものはどれか。

- ア．料金を値上げして需要を抑えるだけでよい。
- イ．直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じる。
- ウ．関係者に知らせず、内部で原因調査だけを続ける。
- エ．次年度の水質検査計画に記載すれば、その年度は給水を継続してよい。

答え・解説

正答：イ

ア：健康危害のおそれへの対応として料金変更だけでは不十分である。
イ：水道法第23条第1項に定める緊急停止と周知の措置である。
ウ：水道法第23条は周知も求めている。
エ：将来の計画記載で現在の危険を放置できない。

総合解説：供給水に健康危害のおそれがあることを知った場合は、通常の管理措置より強い緊急対応として直ちに給水停止と危険周知が必要である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0109

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：応用

水道事業者が供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者について、水道法上正しい記述はどれか。

- ア．SNSで公表すれば水道事業者への連絡は法律上禁止される。
- イ．水道事業者以外の者には何の対応も求められていない。
- ウ．直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。
- エ．1年後までに都道府県へ書面提出すればよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：水道事業者への通報は禁止されておらず、むしろ必要である。
- イ：法第23条第2項に通報義務がある。
- ウ：水道法第23条第2項は、そのような情報を知った者に直ちに水道事業者へ通報することを求めている。
- エ：直ちに通報する規定であり、1年後ではない。

総合解説：健康危害のおそれを早期に把握するため、水道事業者以外の者にも直ちに通報する仕組みが置かれている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0110

1-4 供給・水質・検査 > 水質検査・衛生上必要な措置 | 難易度：応用

水道事業者が登録水質検査機関に法定の水質検査を委託する場合の理解として最も適切なものはどれか。

- ア．委託した瞬間に、水道事業者の水質管理上の責任はすべて消滅する。
- イ．委託先は資格を問わず任意の個人でよい。
- ウ．委託すると定期・臨時の水質検査そのものが不要になる。
- エ．法令に適合する委託は認められるが、水道事業者は検査結果を踏まえ、供給水の安全確保に必要な管理を行う立場にある。

答え・解説

正答：エ

- ア：検査業務の委託は水道事業者の水道事業者としての管理責任全体を消滅させるものではない。
- イ：法令で認められる委託先には要件がある。
- ウ：委託は検査義務をなくすのではなく、検査実施方法の一つである。
- エ：法第20条の委託制度と水道事業者の管理責任を適切に区別した説明である。

総合解説：水質検査の外部委託は可能だが、供給水の安全を確保する主体として水道事業者が検査結果を管理・活用する必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0111

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：基礎

水道事業者の職員が水道法第17条に基づき給水装置を検査するため土地又は建物に立ち入る場合について、正しいものはどれか。

- ア．立入りは日出後日没前に限られ、住居等へ立ち入るときは居住者等の同意が必要となる。
- イ．給水装置の検査であれば深夜でも無条件に住居へ立ち入れる。
- ウ．住居への立入りでは、居住者の同意を得ることは禁止されている。
- エ．土地・建物への立入りを伴う給水装置検査は水道法上認められていない。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第17条第1項の条件に沿う。
- イ：時間と住居等への立入条件が定められており、無条件ではない。
- ウ：住居等への立入りでは同意が必要である。
- エ：水道法第17条は一定の条件の下で立入検査を認めている。

総合解説：給水装置検査のための立入りには、時間帯とプライバシー保護の条件が設けられている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0112

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：基礎

水道法第17条の給水装置検査に従事する職員について正しい記述はどれか。

- ア．身分を示す証明書は事務所に保管しておけばよく、現場に持参する必要はない。
- イ．身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。
- ウ．口頭で氏名を名乗れば、証明書の制度は適用されない。
- エ．証明書を提示できるのは警察官だけである。

答え・解説

正答：イ

- ア：現場で携帯することが求められている。
- イ：水道法第17条第2項に沿う。
- ウ：身分証明書の携帯・提示義務がある。
- エ：水道事業者の検査職員にも証明書の規定がある。

総合解説：立入検査の適正性を担保するため、検査職員には身分証明書の携帯と請求時の提示義務がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0113

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：基礎

水道事業により給水を受ける者から、給水装置の検査と供給水の水質検査の請求があった場合の水道事業者の対応として正しいものはどれか。

- ア．請求を受けても検査するかどうかは無期限に保留できる。
- イ．給水装置の検査はできるが、水質検査の請求は法律上認められていない。
- ウ．速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。
- エ．結果は水道事業者内部だけで保管し、請求者へ知らせてはならない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：水道法第18条は請求に応じた速やかな検査を求めている。
- イ：水質検査の請求も認められている。
- ウ：水道法第18条第2項に沿う。
- エ：検査結果は請求者への通知が必要である。

総合解説：需要者には給水装置検査・供給水の水質検査を請求する権利があり、水道事業者は速やかに実施し結果を通知する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0114

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：標準

需要者の給水装置が、水道法第16条に基づく構造及び材質の基準に適合していないことが確認された。水道事業者の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．基準不適合でも一切対応できない。
- イ．必ず給水区域全体の給水を停止する。
- ウ．給水装置を基準に適合させる前でも、無条件に新規契約を締結しなければならない。
- エ．供給規程の定めるところにより、給水契約の申込みを拒み、又は基準に適合させるまでその需要者への給水を停止できる。

答え・解説

正答：エ

- ア：水道法第16条は基準不適合時の拒否・停止を認めている。
- イ：対象は当該給水装置に係る需要者であり、区域全体停止ではない。
- ウ：基準適合を確保するため契約拒否等が可能である。
- エ：水道法第16条の内容に沿う。

総合解説：給水装置の構造・材質基準は配水管側の水質を汚染しないためにも重要で、基準不適合時には契約拒否や適合までの給水停止が可能である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0115

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：標準

水道事業者が指定給水装置工事事業者制度を運用している場合の供給条件について、正しい記述はどれか。

- ア．供給規程により、給水装置が水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- イ．指定制度があると、給水装置の構造及び材質の基準は適用されなくなる。
- ウ．指定を受けていない者が施工した場合は、軽微な変更や基準適合確認の有無にかかわらず例外なく永久給水停止となる。
- エ．指定給水装置工事事業者制度は水質検査機関の指定制度である。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第16条の2第2項の仕組みである。
- イ：指定制度は構造材質基準への適合確保のための制度で、基準を消滅させるものではない。
- ウ：軽微な変更や基準適合が確認された場合の例外がある。
- エ：水質検査機関の登録制度とは別である。

総合解説：水道事業者は、給水装置工事の適正施行を確保するため、供給規程で水道事業者又は指定事業者による施工を供給条件にできる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0116

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：標準

水道事業者が給水装置の検査を行う際、当該工事を施行した指定給水装置工事事業者に対してできることとして正しいものはどれか。

- ア．主任技術者の免状を水道事業者が独自に取り消す。
- イ．当該工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求める。
- ウ．主任技術者の国家試験を水道事業者が再実施する。
- エ．必ず事業者の全従業員を検査に立ち会わせる。

答え・解説

正答：イ

- ア：免状の取消し権限を水道事業者へ与える規定ではない。
- イ：水道法第25条の9に定められた立会い要求である。
- ウ：国家試験の再実施を求める制度ではない。
- エ：立会いを求める対象は当該事業所に係る主任技術者である。

総合解説：給水装置工事の施工内容と検査を技術的に結び付けるため、水道事業者は関係する主任技術者の立会いを求めることができる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0117

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：標準

水道事業者が、指定給水装置工事事業者が給水区域内で施行した工事の内容を確認する必要がある。水道法上可能な対応はどれか。

- ア．水道事業者は指定事業者に一切の情報提供を求められない。
- イ．裁判所の捜索令状がなければ工事に関する資料を求めることは絶対にできない。
- ウ．必要な報告又は資料の提出を指定給水装置工事事業者に求めることができる。
- エ．指定事業者に対して求められるのは水道料金の徴収だけである。

答え・解説

正答：ウ

- ア：水道法第25条の10に報告・資料提出要求の規定がある。
- イ：これは行政上の水道事業者と指定事業者の関係であり、刑事捜査の令状とは別の制度である。
- ウ：法第25条の10の内容に沿う。
- エ：工事の適正確保のため報告・資料が対象となる。

総合解説：水道事業者は指定事業者の施工を適切に把握するため、必要な報告や資料提出を求めることができる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0118

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：標準

需要者が正当な理由なく水道法に基づく給水装置の検査を繰り返し拒んでいる。水道事業者の対応として適切なものはどれか。

- ア．検査拒否は給水停止と一切関係しない。
- イ．拒否した瞬間から理由の解消後も永久に給水停止しなければならない。
- ウ．需要者の家族全員に罰金を科すことだけが認められる。
- エ．供給規程の定めるところにより、その正当な理由のない検査拒否が継続する間、給水を停止できる場合がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：水道法第15条第3項は正当な理由のない給水装置検査拒否を給水停止の理由の一つとしている。
- イ：停止は理由が継続する間という枠組みであり永久停止ではない。
- ウ：水道事業者が家族へ罰金を科す制度ではない。
- エ：法第15条第3項に沿う。

総合解説：給水装置検査は安全な給水確保に必要であり、正当な理由のない検査拒否が続く場合には供給規程に従った個別給水停止が可能である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0119

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：応用

水道法第37条の「給水停止命令」について正しい記述はどれか。

- ア．国土交通大臣又は都道府県知事が、法第36条の指示等に従わず給水継続が利用者の利益を阻害すると認める場合に、履行までの間、給水停止を命ずることができる制度である。
- イ．水道事業者が料金未納の一需要者に供給規程に基づいて行う個別停止と同じ制度である。
- ウ．指定給水装置工事事業者が需要者に行政命令を出す制度である。
- エ．水質に関係なく、毎年度必ず全水道事業者へ発令される命令である。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第37条の制度を正しく説明している。
- イ：料金未納等の個別停止は水道法第15条第3項等によるもので、第37条の監督上の給水停止命令とは異なる。
- ウ：行政庁の監督権限に関する制度である。
- エ：一定の法定要件がある監督措置で、定例的に全事業者へ発令するものではない。

総合解説：「給水停止」には需要者への個別停止と行政庁による監督上の停止命令があり、条文・主体・要件を区別する必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0120

1-4 供給・水質・検査 > 給水装置の検査・給水停止 | 難易度：応用

指定制度を供給条件としている水道で、指定給水装置工事事業者以外の者が給水装置を変更した。水道法第16条の2の例外に関する説明として適切なものはどれか。

- ア．指定事業者以外の施工であれば、変更内容にかかわらず給水装置を撤去して永久給水停止としなければならない。
- イ．国土交通省令で定める軽微な変更である場合や、給水装置の構造・材質が基準に適合していることが確認された場合には、指定事業者以外の施工であることだけを理由に一律に拒否・停止する扱いにはならない。
- ウ．軽微な変更という例外は存在しない。
- エ．基準適合が確認されても、法律上は必ず給水契約を拒否しなければならない。

答え・解説

正答：イ

- ア：軽微な変更や基準適合確認の例外があるため一律永久停止は不適切である。
- イ：水道法第16条の2第3項ただし書の趣旨に沿う。
- ウ：省令で定める軽微な変更の例外がある。
- エ：基準適合が確認された場合も例外となり得る。

総合解説：指定制度は適正施工の確保が目的であり、未指定施工という形式だけでなく、軽微な変更や構造材質基準への適合確認も考慮する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0121

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：基礎

水道料金と事業経営の関係について、水道法上適切な説明はどれか。

- ア．料金は需要者に知らせる必要がなく、水道事業者内部だけで決めればよい。
- イ．料金は施設更新費や経営状況を全く考慮せず、常に全国一律でなければならない。
- ウ．料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保できる公正妥当なものとするのが求められる。
- エ．健全経営の確保を料金に反映することは水道法上禁止されている。

答え・解説

正答：ウ

- ア：供給規程として明確化・周知が必要である。
- イ：全国一律料金を要求する規定ではなく、各事業の供給条件として適切に設定する。
- ウ：水道法第14条第2項の料金要件である。
- エ：むしろ健全経営を確保できる料金であることが要件とされている。

総合解説：水道料金は単なる価格設定ではなく、安全で持続可能な給水を支える経営基盤と結び付いている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0122

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：基礎

地方公共団体が経営する水道事業の経営原則として、国土交通省が示す説明に最も近いものはどれか。

- ア．水道事業に要する経費は、すべて国の一般会計が負担する。
- イ．施設更新費は経営計画から必ず除外しなければならない。
- ウ．料金収入を経営に用いることは禁止されている。
- エ．一部の経費を除き、事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続する独立採算制が基本となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：地方公営企業としての水道事業は独立採算制を基本とする。
- イ：更新費も長期的な収支見通しで考慮する必要がある。
- ウ：料金収入等は事業経営の重要な収入である。
- エ：国土交通省が示す水道事業の経営原則に沿う。

総合解説：公営水道は公共性が高い一方、地方公営企業として事業収入で経費を賄う独立採算制を基本とし、持続的な経営が求められる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0123

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：基礎

水道施設の更新費を含む長期的な収支を試算する場合、水道法施行規則第17条の4に沿う方法として正しいものはどれか。

- ア．30年以上の算定期間を定め、給水収益や施設の劣化・更新需要を見込んで長期収支を試算する。
- イ．公表する収支見通しの基準が10年以上であるため、長期試算も10年だけ行えばよく、それより先の更新需要は考慮しない。
- ウ．単年度予算の収支だけを確認すれば、長期的な収支の試算を行う必要はない。
- エ．事業規模や施設状況にかかわらず、算定期間を一律100年に固定しなければならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法施行規則第17条の4第1項・第2項に沿う。
- イ：10年以上は長期試算を踏まえて作成する公表用の収支見通しの期間基準で、長期試算の算定期間は30年以上である。
- ウ：長期的な更新需要を踏まえるため30年以上の試算が求められる。
- エ：一律100年とする規定はない。

総合解説：まず30年以上の期間で給水収益・施設劣化・更新需要等を踏まえた長期試算を行い、それを基礎に収支見通しを作成する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0124

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：標準

30年以上の長期収支試算を行った水道事業者が、その試算に基づく「収支の見通し」を作成・公表しようとしている。水道法施行規則に沿う取扱いはどうか。

- ア．収支の見通しは単年度だけ作成すればよく、将来期間を示す必要はない。
- イ．10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、公表するよう努める。
- ウ．おおむね3年から5年は見直しの目安であるため、収支の見通しの期間も必ず3年から5年に限定する。
- エ．30年以上の長期試算を行った場合は、必ずその全期間を同一内容で公表し、10年以上の合理的期間という考え方は用いない。

答え・解説

正答：イ

- ア：単年度だけでは規則が想定する中長期の収支見通しにならない。
- イ：水道法施行規則第17条の4第4項に沿う。
- ウ：3年から5年は収支見通しを見直す頻度の目安であり、見通し期間とは異なる。
- エ：30年以上は長期試算の算定期間で、収支見通しは10年以上を基準とした合理的期間について作成する。

総合解説：「30年以上の長期試算」「10年以上を基準とする収支見通し」「おおむね3～5年ごとの見直し」を区別して理解する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0125

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：標準

水道法施行規則では、作成した収支の見通しをどの程度の頻度で見直すよう努めることとしているか。

- ア．20年ごとに必ず1回
- イ．毎日
- ウ．おおむね3年から5年ごと
- エ．一度作成したら見直さない

答え・解説

正答：ウ

ア：20年固定ではなく、おおむね3～5年ごとが目安である。

イ：日次の見直しを求める規定ではない。

ウ：規則第17条の4第5項に沿う。

エ：人口、水需要、更新需要等の変化を踏まえ見直すことが重要である。

総合解説：長期収支は一度作れば終わりではなく、事業環境の変化を反映するためおおむね3～5年ごとの見直しが必要と求められる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0126

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：標準

水道施設の更新需要を算出する際、水道法施行規則が考慮を求めている事項の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．広告宣伝費だけ
- イ．過去の料金表だけ
- ウ．需要者の好みだけ
- エ．施設の規模・配置の適正化、費用の平準化、災害その他非常の場合の給水能力

答え・解説

正答：エ

ア：更新需要は施設劣化や将来需要を踏まえた技術・経営判断であり、広告費だけではない。

イ：料金表だけでは施設更新需要を適切に算出できない。

ウ：個人の好みだけで決めるものではない。

エ：規則第17条の4第3項に沿う。

総合解説：更新計画では、単純な老朽施設の置換ではなく、規模・配置の適正化、費用平準化、非常時給水能力まで考慮する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0127

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：標準

水道法第24条の2に基づく情報提供について正しいものはどれか。

- ア．水道事業者は、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を需要者に提供しなければならない。
- イ．水道事業に関する情報はすべて営業秘密として需要者への提供が禁止される。
- ウ．情報提供義務があるのは指定給水装置工事事業者だけである。
- エ．水質検査結果は水道事業者の内部資料なので需要者へ提供してはならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第24条の2の基本内容である。
- イ：需要者が水道の安全性や事業状況を理解できるよう情報提供制度が設けられている。
- ウ：主体は水道事業者である。
- エ：定期水質検査の結果は代表的な情報提供事項である。

総合解説：水道事業者には、水質の安全性だけでなく事業運営に関する情報を需要者へ提供する責務がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0128

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：標準

水道法施行規則に基づく情報提供の時期について正しいものはどれか。

- ア．水質検査計画は事業年度終了後だけ公表すればよい。
- イ．水質検査計画は毎事業年度の開始前に、定期的な主要情報は毎年1回以上、臨時水質検査結果や非常時の危機管理情報は必要が生じたとき速やかに提供する。
- ウ．災害情報は5年分まとめて提供すればよい。
- エ．定期水質検査結果は需要者に提供する必要がない。

答え・解説

正答：イ

- ア：水質検査計画は毎事業年度の開始前に情報提供する。
- イ：規則第17条の5の時期区分に沿う。
- ウ：非常時情報は必要が生じたとき速やかな提供が求められる。
- エ：定期水質検査結果は情報提供事項である。

総合解説：情報提供は情報の性質によって時期が異なる。平常時の定期情報と、臨時検査・災害等の即時性が高い情報を区別する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0129

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：応用

水道法施行規則に定める需要者への情報提供事項に含まれるものとして、最も適切な組合せはどれか。

- ア．水質検査結果だけで、料金や施設耐震化は含まれない。
- イ．水道料金だけで、水道の安全に関する情報は含まれない。
- ウ．水の安全、事業実施体制、事業費、料金等の負担、給水装置・貯水槽水道の管理、耐震化の取組等が含まれる。
- エ．職員個人の私生活に関する情報だけが対象である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：規則は水質以外にも複数の事業情報を対象としている。
- イ：料金情報だけに限定されない。
- ウ：規則第17条の5第1号～第6号の主要項目を適切にまとめている。
- エ：水道事業の安全・経営・管理に関する情報が対象である。

総合解説：需要者への情報提供は安全性、経営、負担、施設管理、耐震化まで広く、水道事業の透明性と理解を高める役割を持つ。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0130

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 料金・経営・情報提供 | 難易度：応用

水道事業者が法定の情報提供を行う際、需要者が実際には入手できない庁内システムだけに情報を保存し、外部から閲覧できない状態としている。この対応の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．情報が庁内に存在すれば法の趣旨を十分満たす。
- イ．需要者への提供は口頭質問があった場合だけでよく、定期提供は不要である。
- ウ．情報は全て紙で郵送しなければならず、ウェブ等は使えない。
- エ．需要者の閲覧に供する等、需要者が情報を容易に入手できる方法で提供することが求められるため、外部から入手できない保存だけでは不十分である。

答え・解説

正答：エ

- ア：情報提供制度は需要者が情報を得られることを目的としており、内部保存だけでは不十分である。
- イ：定期情報には毎年1回以上等のルールがある。
- ウ：法令は紙郵送だけに限定していない。
- エ：規則第17条の5の「容易に入手することができるような方法」という考え方に沿う。

総合解説：情報提供は「保存」ではなく「需要者が容易に入手できる状態にする」ことが重要である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0131

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：基礎

国土交通大臣が「水道の基盤を強化するための基本的な方針」を定め、又は変更した場合の取扱いとして正しいものはどれか。

- ア．遅滞なく公表しなければならない。
- イ．公表してはならず、都道府県だけに秘密文書として送付する。
- ウ．10年経過するまで公表できない。
- エ．指定給水装置工事事業者の全員一致がなければ公表できない。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第5条の2第3項は、基本方針を定め又は変更したときは遅滞なく公表することを定めている。
- イ：基本方針は全国的な基盤強化の方向性を示すもので、公表が法定されている。
- ウ：10年の待機期間を定める規定はない。
- エ：指定給水装置工事事業者の全員一致を公表要件とする規定はない。

総合解説：基本方針は策定主体を覚えるだけでなく、策定・変更後に遅滞なく公表される点まで押さえる必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0132

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：基礎

市町村の区域を超えた広域的な連携を進めようとする二以上の市町村が、水道基盤強化計画について取り得る手続として正しいものはどれか。

- ア．関係する水道事業者等の同意は不要で、各市町村が別々に国へ計画を提出する。
- イ．あらかじめ関係する水道事業者・水道用水供給事業者の同意を得て、共同して都道府県に計画を定めることを要請できる。
- ウ．指定給水装置工事事業者一社だけの承認で国土交通大臣に直接命令できる。
- エ．市町村が都道府県に計画策定を要請する制度は水道法にない。

答え・解説

正答：イ

- ア：水道法は、関係水道事業者等の同意を得た上で共同要請する仕組みを定めている。
- イ：水道法第5条の3第5項に沿う。
- ウ：指定給水装置工事事業者一社の承認で国へ直接命令する制度ではない。
- エ：二以上の市町村による共同要請制度が明記されている。

総合解説：広域連携を地域側から進める仕組みとして、二以上の市町村が関係事業者等の同意を得て都道府県へ共同要請できる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0133

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：基礎

都道府県が水道基盤強化計画を定めようとする際、計画区域に広域的連携等推進協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合の手續として正しいものはどれか。

- ア．協議会を直ちに解散しなければならない。
- イ．協議会の存在は計画策定手續に一切関係しない。
- ウ．あらかじめ当該協議会の意見を聴かなければならない。
- エ．協議会の意見ではなく、需要者全員の書面同意だけを得不ければならない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：協議会の区域を含むことを理由に解散させる規定ではない。
- イ：水道法第5条の3第7項が協議会の意見聴取を定めている。
- ウ：同項に沿う正しい手續である。
- エ：需要者全員の書面同意だけを求める規定ではない。

総合解説：既に広域連携を協議する場がある区域では、その協議内容を計画に反映できるよう、策定前に協議会の意見を聴く。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0134

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：標準

水道基盤強化計画に定める事項の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．給水装置工事主任技術者個人の給与額と私有車の台数だけ
- イ．試験問題の作成方法と合格基準だけ
- ウ．全国の水道料金を一律にする金額だけ
- エ．計画期間、区域内の水道の現況と基盤強化の目標、都道府県・市町村の施策や水道事業者等の措置、広域連携に関する事項等

答え・解説

正答：エ

- ア：個人の給与や私有車台数は法定の計画事項ではない。
- イ：資格試験の作問方法を定める制度ではない。
- ウ：全国一律料金だけを定める計画ではない。
- エ：水道法第5条の3第2項の主要な計画事項を適切にまとめている。

総合解説：水道基盤強化計画は、現状・目標、期間、行政施策、事業者の措置、広域連携対象区域や必要な施設整備まで地域の基盤強化を具体化する。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0135

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：標準

都道府県が水道基盤強化計画を定めた後の法定手続として正しいものはどれか。

- ア．遅滞なく国土交通大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村及び関係する水道事業者・水道用水供給事業者に通知する。
イ．計画を定めた事実を指定給水装置工事事業者一社だけに通知すれば足りる。
ウ．計画は都道府県内部だけで保管し、国や関係者には知らせてはならない。
エ．計画を定めた後は必ず国会の承認を受ける。

答え・解説

正答：ア

- ア：水道法第5条の3第8項に沿う。
イ：通知先は一社の指定事業者だけではない。
ウ：策定後には報告・通知の法定手続がある。
エ：国会承認を必須とする規定ではない。

総合解説：計画は地域の複数主体が実施するため、策定後は国への報告と計画区域の関係自治体・事業者への通知が必要である。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0136

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：標準

人口動向や施設配置の変化を踏まえて、都道府県が既存の水道基盤強化計画を変更しようとしている。手続の理解として適切なものはどれか。

- ア．変更であれば関係者の同意・意見聴取・報告等の規定は一切適用されない。
イ．水道法第5条の3は、同意、共同要請、協議会意見、報告・通知、公表努力等に関する規定を計画の変更についても準用している。
ウ．変更時は水道基盤強化計画を必ず廃止し、新たな法律を制定しなければならない。
エ．変更できるのは給水装置工事主任技術者だけである。

答え・解説

正答：イ

- ア：変更時にも関係手続が準用される。
イ：水道法第5条の3第10項の内容に沿う。
ウ：変更のたびに新法を制定する制度ではない。
エ：計画を定め・変更する主体は都道府県であり、主任技術者個人ではない。

総合解説：水道基盤強化計画は状況変化に応じて変更できるが、変更だからといって関係者調整等を省略できるわけではない。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0137

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：標準

広域的連携等推進協議会について正しいものはどれか。

- ア．国が全国一つだけ設置する民間会社である。
- イ．指定給水装置工事事業者だけで構成しなければならない。
- ウ．都道府県が市町村区域を超えた水道事業者等の連携推進に必要な協議を行うため組織することができる。
- エ．協議が調った事項について構成員は結果を尊重する。
- オ．協議会で広域連携を話し合うことは水道法で禁止されている。

答え・解説

正答：ウ

- ア：都道府県が区域を定めて組織できる制度である。
- イ：市町村、水道事業者、水道用水供給事業者等が構成員となり得る。
- ウ：水道法第5条の4の内容に沿う。
- エ：広域連携を推進するための協議の場である。

総合解説：広域連携は単独事業者だけで完結しないため、都道府県を中心に関係者が協議する制度が設けられている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0138

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：標準

水道施設の維持・修繕に関する法令上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア．点検は事故が発生した後だけ行えばよく、平常時の巡視は不要である。
- イ．水道施設の維持・修繕は努力目標にすぎず、異状を把握しても対応しなくてよい。
- ウ．すべての水道施設について毎日分解点検することが一律に義務付けられている。
- エ．水道事業者は点検を含む維持・修繕を行い、一定のコンクリート構造物や道路・河川・鉄道等を架空横断する管路等については、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で点検する。

答え・解説

正答：エ

- ア：予防保全の観点から平常時の監視・巡視・点検が重要である。
- イ：水道法第22条の2は維持・修繕を義務付けている。
- ウ：施設の状況に応じた適切な点検であり、全施設の毎日分解点検を求めている。
- エ：水道法施行規則第17条の2の内容に沿う。

総合解説：施設事故を未然に防ぐため、水道法は点検を含む維持修繕を義務化し、重要な一部構造物には具体的な点検頻度も定めている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0139

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：応用

水道施設台帳について、水道法施行規則上正しいものはどれか。

- ア．水道施設台帳は調書と図面で構成し、記載事項に変更があったときは速やかに訂正する。
- イ．台帳は口頭の記憶だけでよく、図面は作成してはならない。
- ウ．管路の口径や材質は台帳に記載してはならない。
- エ．台帳は災害時に利用することがあるため、平常時の更新は禁止されている。

答え・解説

正答：ア

- ア：規則第17条の3の内容に沿う。
- イ：台帳は調書と図面をもって組成する。
- ウ：管路の位置、口径、材質等は施設平面図等の重要な記載事項である。
- エ：変更があれば速やかな訂正が必要である。

総合解説：水道施設台帳は維持管理・更新・災害復旧の基礎情報であり、調書と図面を整備し、現状と一致するように更新する必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0140

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 水道基盤強化・広域連携・施設管理 | 難易度：応用

人口減少、技術職員不足、施設老朽化が進む複数の近隣水道事業者が、浄水場の共同利用、維持管理業務の共同化、人材育成の連携を検討している。この取組の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．水道法の広域連携は事業の完全統合だけを意味するため、共同化は対象にならない。
- イ．人材確保、施設の効率的運用、経営面のスケールメリット等を図る広域連携の考え方に合致する。
- ウ．各事業者が単独で行わない限り、水道の基盤強化にはならない。
- エ．市町村境を越える連携は水道法上禁止される。

答え・解説

正答：イ

- ア：広域連携は経営統合だけでなく、施設共同化や管理共同化等、多様な形態があり得る。
- イ：国土交通省が示す広域連携推進の目的に沿う。
- ウ：単独運営だけが基盤強化の方法ではない。
- エ：水道法は市町村区域を超えた連携を推進している。

総合解説：広域連携の狙いは、限られた人材・施設・経営資源を地域全体で有効活用し、持続可能な水道を確保することにある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0141

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：基礎

水道法第39条の2における災害その他非常の場合の基本的な考え方として正しいものはどれか。

- ア．応急給水は水道法上想定されていない。
- イ．災害時は各水道事業者が他機関との連絡を絶ち、単独で対応しなければならない。
- ウ．国、都道府県、市町村、水道事業者等その他の関係者は、応急給水と速やかな水道施設復旧のため相互に連携・協力するよう努める。
- エ．災害時の連携対象は指定給水装置工事事業者1社だけに限定される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：応急給水は同条が明示する重要な目的である。
- イ：大規模災害では相互連携・協力が求められる。
- ウ：水道法第39条の2の基本原則である。
- エ：国・自治体・水道事業者等その他の関係者を幅広く想定している。

総合解説：災害時の水道対応は単独主体だけでは限界があるため、法は応急給水と迅速な復旧に向けた関係者間の連携・協力を基本としている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0142

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：基礎

災害その他非常の場合に水道用水の緊急応援が必要となったとき、水道法第40条に基づき都道府県知事が行うことができる措置として正しいものはどれか。

- ア．全ての水道料金を永久に免除する命令だけを出せる。
- イ．水質基準を災害期間中は廃止する。
- ウ．給水装置工事主任技術者の免状を一律失効させる。
- エ．必要かつ適切と認めるとき、水道事業者又は水道用水供給事業者に対し、期間・水量・方法を定めて他の水道事業者等へ水道用水を供給すべきことを命ずることができる。

答え・解説

正答：エ

- ア：水道法第40条は水道用水の緊急応援を定めている。
- イ：災害時でも安全な水の確保が重要で、水質基準を一律廃止する制度ではない。
- ウ：資格免状の失効を定める制度ではない。
- エ：法第40条第1項の内容に沿う。

総合解説：広域的な断水等では、都道府県知事が期間・水量・方法を具体的に定めて事業者間の緊急用水供給を命ずる仕組みがある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0143

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：基礎

水道法第40条に基づく緊急の水道用水供給の対価について正しいものはどれか。

- ア．原則として当事者間の協議で定め、協議が調わない等の場合は都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。
イ．国が全国一律の金額を毎年告示する。
ウ．必ず無償であり、当事者間で協議してはならない。
エ．需要者が自由に決定し、水道事業者は従わなければならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：法第40条第4項に沿う。
イ：全国一律額の告示制度ではない。
ウ：法第40条は一律無償としていない。
エ：対価は事業者間の協議等で決定する制度である。

総合解説：緊急応援は公共性の高い制度だが、供給対価は原則協議とし、まとまらない場合には実費を基準とする裁定制度がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0144

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：標準

災害時の水道用水緊急応援について、国土交通大臣の役割として正しいものはどれか。

- ア．都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある場合、国土交通大臣は一切関与できない。
イ．国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある場合に知事へ事務実施を指示でき、知事が権限を行使できないと認める場合には国土交通大臣がその事務を行う仕組みがある。
ウ．都道府県知事が事務を行えるかどうかに関係なく、常に知事の権限は消滅する。
エ．国土交通大臣はすべての災害で必ず需要者個人へ直接給水契約を締結する。

答え・解説

正答：イ

- ア：水道法第40条第2項・第3項に国土交通大臣の関与規定がある。
イ：法第40条の非常時権限分担を適切に説明している。
ウ：知事が行うことが基本で、一定の場合に国が指示・代行する。
エ：需要者個人との契約を直接行う制度ではない。

総合解説：非常時の広域調整が都道府県だけでは困難な場合を想定し、国土交通大臣による指示や事務の代行が制度化されている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0145

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：標準

水道法第40条の2に基づく災害時の給水装置の操作について正しい記述はどれか。

- ア．この制度は平常時の料金徴収だけを目的としている。
- イ．水道事業者の職員が災害時に給水装置を操作することは一切禁止されている。
- ウ．災害により損傷した水道の機能回復のため緊急に配水管の調査・復旧が必要な場合、水道事業者は職員を需要者の土地に立ち入らせ、給水装置を操作させることができる。
- エ．立ち入る職員には身分証明書の携帯規定がない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：配水管の調査・復旧など水道機能回復が目的である。
- イ：災害復旧のための緊急操作制度が設けられている。
- ウ：令和7年改正で追加された水道法第40条の2第1項の内容に沿う。
- エ：職員には身分証明書の携帯・請求時提示が求められる。

総合解説：災害復旧では宅地内の給水装置操作が配水管の調査・復旧に必要なことがあり、そのための法的根拠が設けられている。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0146

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：標準

水道法第40条の2により災害時の給水装置操作に従事する水道事業者の職員について正しいものはどれか。

- ア．災害時なので身分を示す必要は一切ない。
- イ．職員は氏名を偽って作業することが認められる。
- ウ．証明書の携帯義務は需要者に課される。
- エ．身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。

答え・解説

正答：エ

- ア：緊急時でも適正な権限行使を確認できるよう証明書の規定がある。
- イ：適正な行政・事業執行の観点から不適切である。
- ウ：証明書は操作に従事する職員が携帯する。
- エ：水道法第40条の2第2項に沿う。

総合解説：災害時の緊急立入りでも、住民との信頼確保と権限確認のため、職員の身分証明書携帯・提示が求められる。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0147

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：標準

令和7年改正で追加された水道法第39条の3に関する説明として適切なものはどれか。

- ア．一定の地方公共団体である水道事業者等と必要事項を定めた協定を締結し、災害で損傷した水道施設の工事業務を行うことができる仕組みが設けられている。
- イ．日本下水道事業団は需要者ごとの水道料金を自由に決定できる。
- ウ．日本下水道事業団は水道施設に関する業務をいかなる場合も行えない。
- エ．この制度は水質検査員の国家資格を新設する規定である。

答え・解説

正答：ア

- ア：現行水道法の新しい災害復旧支援の仕組みを適切に説明している。
- イ：料金決定制度ではない。
- ウ：水道法第39条の3に災害復旧工事に関する特例が追加されている。
- エ：資格新設の規定ではない。

総合解説：大規模災害後の復旧力を高めるため、一定の協定に基づき日本下水道事業団の工事技術を水道施設復旧へ活用できる制度が追加された。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0148

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：標準

水道事業者が「災害が起きてから対応手順を考えればよい」として、危機管理マニュアルや応援受入体制を平常時に整備していない。この考え方の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．災害対応では事前準備は不要なので適切である。
- イ．迅速・的確な応急給水や応急復旧のため、規模・地域特性に応じたマニュアルを事前に整備し、訓練等を通じて実効性を高めることが重要である。
- ウ．危機管理対策は水質事故だけを対象とし、地震や停電は対象外である。
- エ．マニュアルを作ると柔軟な対応ができなくなるため、国土交通省は策定しないよう求めている。

答え・解説

正答：イ

- ア：災害発生後だけの準備では初動が遅れる。
- イ：国土交通省の危機管理対策マニュアル策定指針の考え方に沿う。
- ウ：地震、風水害、施設事故・停電、管路事故等も対象である。
- エ：国土交通省は各種危機管理対策マニュアル策定指針を示している。

総合解説：危機管理は事前準備が核心であり、連絡体制、応急給水、応急復旧、支援等を平常時から具体化し、訓練で検証する必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0149

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：応用

令和8年3月の水道分野の危機管理に関する動向として正しいものはどれか。

- ア．地震対策マニュアル策定指針が廃止され、地震への事前対策は不要となった。
イ．水道の危機管理は国土交通省の所管から完全に外れ、行政上の資料は全て撤回された。
ウ．能登半島地震等で顕在化した課題や知見を踏まえ、地震対策マニュアル策定指針が改訂された。
エ．水道事業者等は改訂内容を確認する必要がないとされている。

答え・解説

正答：ウ

- ア：地震対策指針は廃止ではなく改訂されている。
イ：水道行政の危機管理について国土交通省が指針を公表している。
ウ：国土交通省が令和8年3月に改訂を公表している。
エ：改訂を踏まえマニュアルの見直し・充実が重要である。

総合解説：危機管理計画は過去の災害経験を反映して更新する必要があり、令和8年3月には能登半島地震等の教訓を踏まえ地震対策指針が改訂された。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08

0150

1-5 水道事業の経営・基盤強化 > 災害・事故対応・危機管理 | 難易度：応用

水道事業者が危機管理マニュアルを作成した後、一度も訓練や見直しをせず、連絡先も退職者のまま更新していない。この状態の評価として最も適切なものはどれか。

- ア．マニュアルは作成時点で永久に完成するため問題ない。
イ．連絡先の更新は災害発生後に初めて行えばよい。
ウ．水道事業者は他機関との連携を避けるほど危機対応力が高まる。
エ．危機管理は書類の存在だけでなく、訓練、連絡体制の更新、課題の検証を通じて継続的に実効性を高めることが重要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：災害条件や組織体制は変化するため、作成後の検証・改訂が必要である。
イ：緊急連絡先は平常時から最新化しておく必要がある。
ウ：相互連携は水道法第39条の2でも重視されている。
エ：国土交通省の危機管理指針・最新通知の方向性に沿う。

総合解説：危機管理マニュアルは「作成したこと」より「実際に機能すること」が重要であり、訓練・検証・連絡体制更新を繰り返す必要がある。

対象：令和8年度（2026年度） / 基準日 2026-09-08